

那霸市公報

第1409号
毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那霸市税条例の一部を改正する条例 (税制課) 31
- 那霸市税条例の一部を改正する条例 (税制課) 36

◇規 則

- 那霸市上下水道事業管理者に対する事務委任規則
(都市施設管理センター (下水道管理室)) 37
- 那霸市組織機構改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (経営企画室) 39
- 那霸市職員職名規則の一部を改正する規則 (経営企画室) 44
- 那霸市事務分掌規則の一部を改正する規則 (経営企画室) 46
- 那霸市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則
(消防本部総務課) 51
- 那霸市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則
(こども課) 52
- 那霸市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則 (こども課) 53

◇訓 令

- 那霸市組織機構改正に伴う関係訓令の整理に関する規程 (経営企画室) 55
- 那霸市事務決裁規程の一部を改正する訓令 (経営企画室) 59

◇告 示

- 公共下水道の供用開始について
(都市施設管理センター (下水道管理室)) 78

○市道路線の認定及び変更について (都市施設管理センター(道路管理室))	89
○市道路線の区域決定及び供用開始について (都市施設管理センター(道路管理室))	95
○歩行者専用道路の指定について (都市施設管理センター(道路管理室))	102
○平成17年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について (環境政策課)	104
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について(市営住宅室)	105
○平成16年度那覇市一般会計補正予算(第4号)(財政課)	106
○平成16年度那覇市一般会計補正予算(第5号)(財政課)	111
○平成16年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) (区画整理課)	112
○平成16年度那覇市下水道事業特別会計補正予算(第2号) (上下水道局下水道課)	114
○平成16年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (国民健康保険課)	116
○平成16年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号) (都市再開発課)	117
○平成16年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (ちやーがんじゅう課)	119
○平成17年度那覇市一般会計予算(財政課)	120
○平成17年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算(区画整理課)	127
○平成17年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算(国民健康保険課)	130
○平成17年度那覇市老人保健特別会計予算(健康推進課)	132
○平成17年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算(都市再開発課)	133
○平成17年度那覇市介護保険事業特別会計予算(ちやーがんじゅう課)	135

◇水道局告示

○那覇市水道局指定給水装置工事事業者の指定について	138
---------------------------	-----

○平成17年度那霸市水道事業会計予算 139

◇上下水道局告示

- 水道メーター開閉栓業務等委託について 141
- 水道メーター検針業務等委託について 142
- 平成17年度那霸市下水道事業会計予算 143

◇病院告示

- 那霸市病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について 145
- 那霸市立病院医事業務委託に伴う収納事務について 145
- 那霸市立病院医事業務委託に伴う徴収または収納事務について 146

◇教育委員会規則

- 那霸市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則 147
- 那霸市立幼稚園2年保育モデル事業評価委員会規則を廃止する規則 148
- 那霸市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則 148
- 那霸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 152
- 特別の勤務に従事する那霸市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 153

◇教育委員会訓令

- 那霸市教育委員会職員服務規程及び那霸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令 154

◇教育委員会教育長訓令

- 那霸市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令 157
- 那霸市教育委員会職員研修規程等の一部を改正する訓令 165

◇選挙管理委員会告示

- 選挙人名簿登録の抹消について 166
- 在外選挙人名簿登録者の抹消について 166
- 那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について 167

◇公平委員会規則

- 那覇市公平委員会議事規則及び那覇市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則 168
- 職員からの苦情相談に関する規則 169
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 170

条 例

那覇市条例第23号
平成17年3月31日
公 布 濟

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例（昭和47年那覇市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「、年齢65歳以上の者」を削る。

第36条の2第1項中「第3項」を「第4項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第3項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第63条の3第2項中「本項」を「この項」に改め、「翌々年度」の次に「(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)」を加える。

第74条の2第1項中「翌々年度」の次に「(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)」を加え、同項第2号中「本号」を「この号」に改め、同条第2項中「翌々年度分」の次に「(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)」を加える。

付則第4条第1項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

付則第6条の3第1項中「附則第7条の2第11項各号」を「附則第7条の2第13項第1号」に改め、同条第2項中「平成8年度から平成17年度まで」を「平成17年度から平成20年度まで」に改める。

付則第11条中「又は第31条の2の2第1項」、「又は第587条の2第1項本文」とあるのは「若しくは第587条の2第1項本文又は法附則第31条の2第1項」と、「及び「若しくは第31条の2の2」を削る。

付則第11条の2第6項を削り、同条第7項中「附則第31条の3第5項」を「附則

第31条の3第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削る。

付則第12条の4第1項中「本項」を「この項」に改め、同項第2号中「(付則第14条第1項の規定の適用がある場合には、同項第2号に規定する合計額。以下本号において同じ。)」を削る。

付則第14条の2第1項中「本項、次項及び第3項並びに次条第1項」を「この項及び次項並びに付則第14条の4」に、「第5項第1号」を「第4項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第2号中「付則第14条の2第4項」を「付則第14条の2第3項」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第14条の5を削る。

付則第14条の4中「附則第35条の2の3第1項」を「附則第35条の2の4第1項」に改め、同条を付則第14条の5とする。

付則第14条の3第1項中「前条第1項」を「付則第14条の2第1項」に、「附則第18条の2第2項」を「附則第18条の3第1項」に、「本条」を「この条」に、「同条第5項第1号」を「同条第4項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条を付則第14条の4とする。

付則第14条の2の次に次の1条を加える。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の本条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次

条及び付則第14条の5において同じ。)をした場合には、令附則第18条の2第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

付則第14条の6第2項中「第4項」を「第3項」に、「付則第14条の3の」を「付則第14条の4の」に、「付則第14条の3第1項」を「付則第14条の4」に改める。

付則第14条の7第2項中「第9項」を「第8項」に改め、同条第4項中「第4項」を「第3項」に、「付則第14条の3の」を「付則第14条の4の」に、「付則第14条の3第1項」を「付則第14条の4」に改め、同条第7項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「第7項」を「前項」に改め、同項を同条第8項とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第2号並びに第36条の2第1項及び第3項の改正規定、付則第14条の2の改正規定、付則第14条の2の次に1条を加える改正規定、付則第14条の3から付則第14条の6までの改正規定、付則第14条の7の改正規定(「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める部分を除く。)並びに次条第2項から第9項までの規定は、平成18年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の那覇市税条例(以下「改正後の条

例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第24条第1項第2号の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、第8項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 平成18年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後的地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る改正後の条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。
- 4 平成18年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(改正後の条例第24条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、改正後の条例の規定中所得割に関する部分(改正後の条例第34条の8第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における改正後の条例第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3、第34条の4及び前条」とあるのは、「那覇市税条例の一部を改正する条例(平成17年那覇市条例第23号)付則第2条第4項」とする。
- 5 平成19年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る改正後の条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。
- 6 平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(改正後の条例第24条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、改正後の条例の規定中所得割に関する部分(改正後の条例第34条の8第1項を除く。)を適用し

た場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における改正後の条例第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3、第34条の4及び前条」とあるのは、「那覇市税条例の一部を改正する条例（平成17年那覇市条例第23号）付則第2条第6項」とする。

7 改正後の条例付則第14条の3の規定は、平成17年4月1日以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。

8 改正後の条例付則第14条の7（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第 号）第5条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第 号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。

9 改正後の条例付則第14条の7（新租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が平成17年4月1日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

那霸市条例第24号

平成17年4月1日

公 布 濟

那霸市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那霸市税条例の一部を改正する条例

那霸市税条例（昭和47年那霸市条例第80号）の一部を次のように改正する。

付則第14条の4中「第4項まで」を「第3項まで」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

那霸市規則第24号

平成17年3月31日

公 布 濟

那霸市上下水道事業管理者に対する事務委任規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那霸市上下水道事業管理者に対する事務委任規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長は、その権限に属する次に掲げる事務を那霸市上下水道事業管理者に委任する。

- (1) 那霸市法定外公共物管理規則（平成17年那霸市規則第1号）第2条の法定外公共物のうち、河川及び下水道の管理（維持管理を除く。）に関すること。
- (2) 水洗便所改造等資金の貸付け及び補助に関すること。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那霸市規則第25号

平成17年3月31日

公 布 濟

那霸市組織機構改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市役所支所事務分掌規則の一部改正)

第1条 那覇市役所支所事務分掌規則(1962年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「係の設置及び事務分掌」を「、事務分掌」に改める。

第2条を削る。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第2条とする。

第4条第1項中「、係に係長」を削り、同条を第3条とする。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条中「係及び」を削り、同条を第6条とする。

(那覇市会計規則の一部改正)

第2条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第54条第1項中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

第54条の2第3号を削り、同条第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第55条第3号中「前各号」を「前2号」に、「課長。」を「、課長。」に、「主務係長」を「主務の主査」に改める。

第57条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表(2)収納出納員及び収納取扱員の表経営企画部の項中

「に改め、同表都市
を「に改め、同表都市

ゼロエミッショ ン推進室	室長
情報政策課	課長
那覇軍港総合 対策室	室長

情報政策課	課長
-------	----

」

計画部の項中「に改め、
を「に改め、

都市再開発課	課長
新都心開発課	課長

都市再開発課	課長
--------	----

」

同表教育委員会の項中

「社会教育・スポーツ課 課長」を「生涯学習課 課長」に改める。

社会教育・スポーツ課	課長	生涯学習課	課長
		市民スポーツ課	課長

」

(那霸市職員の任免に関する規則の一部改正)

第3条 那霸市職員の任免に関する規則（昭和47年那霸市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「係長（これと同等の職も含む。）」を「主査（これと同位の職も含む。）」に改める。

(那霸市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 那霸市職員等の旅費支給条例施行規則（昭和49年那霸市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表2等級の職務にある者の項中「政策調整監、」を削り、「公室長」の次に「、管理センター長」を加え、「、管理センター長」を削る。

第1号様式中「係長」を「主査等」に、「係」を「担当」に改める。

係	担当
---	--

」

(那霸市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第5条 那霸市職員安全衛生管理規則（昭和50年那霸市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1クリーン推進課の項中「庶務係長」を「庶務担当主査」に改め、同表環境センターの項中「施設係長」を「施設担当主査」に改める。

(那霸市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部改正)

第6条 那霸市青少年問題協議会設置条例施行規則（昭和56年那霸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項中「社会教育・スポーツ課長」を「生涯学習課長」に改める。

第5条中「社会教育・スポーツ課」を「生涯学習課」に改める。

(那霸市現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第7条 那霸市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那霸市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「主任予防技術員」の次に「、主任総合現業員」を加える。

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第8条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2係長の項中「係長、主査」を「主査」に改め、同項を同表主査の項とする。

(那覇市庁議規則の一部改正)

第9条 那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、政策調整監」を削る。

(那覇市営住宅条例施行規則の一部改正)

第10条 那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第43条中「都市施設管理センター長」を「市営住宅室長」に改める。

(那覇市地域新エネルギー・ビジョン策定審議会規則の一部改正)

第11条 那覇市地域新エネルギー・ビジョン策定審議会規則(平成16年那覇市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第8条中「経営企画部ゼロエミッション推進室」を「環境部環境政策課」に改める。

(那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第12条 那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6号様式、第10号様式、第11号様式及び第13号様式中「係長」を「主査等」に、「係 担当」に改め、第15号様式から第16号様式までの規定中「係 担当」

「長」を「主査等」に、「係員」を「担当」に改め、第17号様式及び第18号様式中「係長」を「主査等」に、「係 担当」に改める。

(那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部改正)

第13条 那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則(昭和54年那覇市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中「係長」を「主査等」に、「係」を「担当」に改める。

(那霸市建築基準法の施行に関する規則の一部改正)

第14条 那霸市建築基準法の施行に関する規則(昭和54年那霸市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第6号様式、第7号様式、第8号様式(正本)、第9号様式(正本)及び第16号様式(正本)中「係長」を「主査等」に改め、「係員」を「担当」に改める。

(那霸市民ギャラリ一条例施行規則の一部改正)

第15条 那霸市民ギャラリ一条例施行規則(昭和62年那霸市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式、第7号様式及び第8号様式中「係長」を「主査等」に、「係員」を「担当」に改める。

(那霸市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第16条 那霸市職員の育児休業等に関する規則の一部改正(平成4年那霸市規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式中「係長」を「主査等」に、「係員」を「担当」に改める。

(なは商人塾条例施行規則の一部改正)

第17条 なは商人塾条例施行規則(平成7年那霸市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式及び第6号様式中「係長」を「主査等」に改める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第26号

平成17年3月31日

公 布 済

那覇市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那霸市職員職名規則の一部を改正する規則

那霸市職員職名規則（1970年那霸市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(吏員)

第2条 吏員の職名は、次のとおりとする。

職位	職名	
	事務吏員	技術吏員
部長級	部長 参事	部長 参事
副部長級	副部長 副参事 公室長	副部長 副参事 管理センター長
課長級	課長 室長 所長 主幹 支所長	課長 室長 所長 技幹
主査級	主査 室長 所長 保育所長 児童館長 予防主査 環境整備主査 総合現業主査	技査 室長 所長 操作整備 技査 プラント整備技査 運転技査
主任級	主任予防技術員 主任総合現業員 主任環境整備員	主任操作整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員 工長
主事級	主任主事 主事 主任学芸員 学芸員 主任保育士 保育士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業員	主任技師 技師 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 調理員 操作整備員 運転手 工夫

第3条中「又は」を「、又は」に改める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那霸市規則第27号

平成17年3月31日

公 布 濟

那霸市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「係」を「室」に改める。

第2条第1項中「公室長を」の次に「、都市施設管理センターに管理センター長を」を加え、同条第2項中「、都市施設管理センターにあっては管理センター長」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 室(課としての室を除く。)に室長(室としての所及びセンターにあっては所長)を置く。

第2条の2を削る。

第3条第1項中「係」を「室」に、「所属職員」を「当該事務に従事する職員」に改め、同条第2項中「所属職員」を「当該事務に従事する職員」に改め、同条第3項中「その事務」を「当該事務」に改める。

第3条の2を削る。

第4条第4項中「所掌事務」の次に「(予算編成、服務その他課の総括に関する事務を除く。)」を加える。

第5条の見出し中「公室」を「市長公室」に改め、同条第5項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に関すること。

第6条中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号の次に次の2号を加える。

(14) 那覇軍港の跡地利用の基本政策に関すること。

(15) 那覇軍港の移設に伴う市域の振興策等の策定及び推進に関すること。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削る。

第8条第1項に次の1号を加える。

(7) 共同利用施設の管理運営に関すること。

第8条第2項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項中第7号から第9号までを削り、第6号を第10号とし、第2号から

第5号までを4号ずつ繰り下げ、第1号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (4) ごみ減量及び資源化に関すること。
- (5) ISO14001の総括及び推進に関すること。

第10条第1項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) ゼロエミッショーン（資源循環型社会をいう。）の推進に関すること。

第12条第4項を削り、同条第5項に次の1号を加える。

- (10) 新都心地区のまちづくりに関すること。

第12条中第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第13条第1項各号を次のように改める。

- (1) 都市施設の管理に係る企画に関すること。
- (2) 道路の管理に関すること。
- (3) 公園、緑地及び霊園の管理に関すること。
- (4) 市営住宅の管理に関すること。
- (5) 排水路の管理に関すること。

第13条中第3項を削り、第5項を第9項とし、第4項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 管理企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市施設の管理に係る企画に関すること。
- (2) 特殊地下壕対策事業に関すること。

3 道路管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路の管理に関すること。
- (2) 道路占用許可等に関すること。
- (3) 道路の路線認定、廃止及び変更に関すること。
- (4) 道路境界の協定、指示及び承認に関すること。
- (5) 道路の不法占用及び禁止行為の取締りに関すること。
- (6) 道路占用工事の監察に関すること。
- (7) 未買収道路用地補償に関すること。
- (8) 法定外公共物に関すること。
- (9) 道路、橋等の維持修繕及び清掃の総括に関すること。

- (10) 排水路補修の設計、施工監理に関すること。
- (11) 下水道雨水施設の維持管理の総括に関すること。
- (12) 排水路の管理の総括に関すること。

4 公園管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公園、緑地に関すること。
- (2) 靈園の管理に関すること。

5 市営住宅室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市営住宅の入居及び退去に関すること。
- (2) 市営住宅及び附帯施設の管理に関すること。

6 土木管理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路の損壊調査に関すること。
- (2) 工事用資材の調達、検収、保管及び受払いに関すること。
- (3) 道路、橋等の維持修繕及び清掃の実施に関すること。
- (4) 下水道雨水施設の維持管理の実施に関すること。
- (5) 排水路の管理の実施に関すること。

第15条の表を次のように改める。

部	総括課	事務
総務部	総務課	(1) 部内の予算、決算、議案等文書の取りまとめに関すること
経営企画部	経営企画室	(2) 部内の連絡調整に関すること。
財務部	税制課	(3) 部内の他課に属しない事務に関すること。
市民文化部	市民活動課	
経済観光部	商工振興課	
環境部	環境政策課	
健康福祉部	福祉政策課	
都市計画部	都市計画課	
建設管理部	管理企画室	

第16条を次のように改める。

(グループ制)

第16条 課の長は、必要に応じ課にグループを置くことができる。

2 前項のグループにグループリーダーを置く。

- 3 前項のグループリーダーは、課の長が指名する。
- 4 グループリーダーは、当該業務に従事する職員を指揮監督する。
- 5 前各項に定めるもののほか、グループ制に関して必要な事項は、市長が定める。

別表部の項中「係」を「室」に改め、同表総務部の項中「市民防災係」を「市民防災室」に改め、「法規市政情報係」、「東京事務所」、「人事係」、「給与係」及び「職員厚生係」を削り、同表経営企画部の項を次のように改める。

経営企画部		経営企画室	那覇軍港総合対策室
		情報政策課	

別表財務部の項中「法人係」、「個人第1係」、「個人第2係」、「個人第3係」、「個人第4係」、「管理係」、「償却資産係」、「土地第1係」、「土地第2係」、「家屋第1係」、「家屋第2係」、「納税第1係」、「納税第2係」、「納税第3係」、「納税第4係」、「納税第5係」、「納税第6係」及び「特別整理係」を削り、同表市民文化部の項中「管理係」、「窓口係」、「作成係」、「戸籍係」、「住民記録係」、「児童手当係」、「庶務係」、「給付係」、「保険税第1係」、「保険税第2係」及び「保険税第3係」を削り、同表環境部の項中「

を

環境政策課	
-------	--

」

「

に改め、「庶務係」、「環境

環境政策課	ゼロエミッション推進室
-------	-------------

」

美化係」、「クリーン推進係」、「環境保全係」及び「衛生係」を削り、同表健康福祉部の項中「健康企画係」、「予防係」、「いきいき健康係」、「老人医療係」、「庶務係」、「保育係」、「育成係」、「母子児童係」、「乳幼児医療係」、「給付係」、「支援係」、「管理係」、「在宅福祉係」、「認定係」、「保険給付係」及び「福祉相談係」を削り、同表都市計画部の項中「

を

都市再開発課	
新都心開発課	

」

「

に改め、同表建設管理部の項を

都市再開発課	
--------	--

」

次のように改める。

建設管理部 管理センター	都市施設	管理企画室	
	道路管理室		
	公園管理室		
	土木管理事務所		
	市営住宅室		
	道路建設課		
	花とみどり課		
	建築工事課		

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第28号

平成17年3月31日

公 布 濟

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

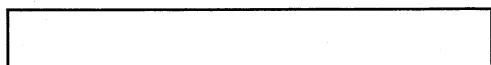
那覇市長 翁 長 雄 志

那霸市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那霸市消防本部の組織等に関する規則（昭和47年那霸市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表指令情報課の項中「

を



」

「

に改める。

管理係 指令第1係 指令第2係

」

第3条第2項中「ときは」の次に「、本部に副参事を」を加え、同条第3項中「副消防長」の次に「及び副参事」を、「主幹は」の次に「消防司令長又は」を加え、同項ただし書中「ただし」の次に「、副参事」を加える。

第4条第4項中「主幹」を「副参事、主幹」に改める。

第9条の表消防監の項中「署長」を「署長 副参事」に改め、同表消防司令長の項中「室長」を「室長 主幹」に改める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那霸市規則第29号

平成17年3月31日

公 布 済

那霸市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那霸市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

那霸市児童館及び児童遊園条例施行規則（昭和53年那霸市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「(土曜日については午前8時（那霸市久茂地児童館にあっては午前9時))」を削る。

別表那霸市壺屋児童館の項中「月曜日」を「日曜日」に、「壺屋児童館母親クラブ」を「保育サポーターゆい k i d s」に改め、同表那霸市国場児童館の項中「月曜日」を「日曜日」に、「国場児童館母親クラブ」を「保育すけっと i n ナハ」に改め、同表那霸市古波蔵児童館の項中「(土曜日については午前8時)」を削る。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那霸市規則第30号

平成17年3月31日

公 布 濟

那霸市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那霸市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則

那霸市安謝福祉複合施設条例施行規則（平成10年那霸市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条の表安謝児童館の項中「(土曜日にあっては午前8時)」を削る。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

訓 令

那霸市訓令第5号

平成17年3月31日

施 行 濟

那霸市組織機構改正に伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構改正に伴う関係訓令の整理に関する規程

(那覇市職員被服貸与規程の一部改正)

第1条 那覇市職員被服貸与規程（1964年那覇市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「及び都市施設管理センター」を「、管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所」に改め、同表3の項中「、新都心開発課」を削り、「及び都市施設管理センター」を「、管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所」に改め、同表5の項中「新都心開発課、都市施設管理センター」を「管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室、土木管理事務所」に改め、同表7の項中「及び都市施設管理センター」を「管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所」に改め、同表9の項中「都市施設管理センター」を「公園管理室及び土木管理事務所」に改め、同表10の項中「都市施設管理センター」を「土木管理事務所」に改める。

(那覇市守衛服務規程の一部改正)

第2条 那覇市守衛服務規程（1965年那覇市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「係長」を「主査等」に改める。

第2号様式中「係長」を「主査等」に、「 」を「 」に改める。

係 担当

」 「」

(那覇市公害対策協議会規程の一部改正)

第3条 那覇市公害対策協議会規程（1972年那覇市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「都市施設管理センター長」を「管理企画室長」に改める。

(那覇市職員服務規程の一部改正)

第4条 那覇市職員服務規程（昭和47年那覇市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の3中「係長」を「主査等」に、

「**係**」を「**担当**」に改める。

係 **担当**

」

第1号様式の4中「係長」を「主査等」に改める。

第3号様式中「課 係」を「課」に、「人事係長」を「主査等」に、

「**係**」を「**担当**」に改める。

係 **担当**

」

第4号様式及び第4号様式の2中「係」を削り、「人事係長」を「主査等」に、

「**係**」を「**担当**」に改める。

係 **担当**

」

第6号様式中「係」を削る。

第7号様式中「課 係」を「課」に、「人事係長」を「主査等」に、

「**係**」を「**担当**」に改める。

係 **担当**

」

第8号様式から第10号様式までの規定中「課 係」を「課」に改める。

(特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第5条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表東京事務所に勤務する職員の項を削り、同表環境センターに勤務する職員の項中「施設係で」を削り、「管理係及び施設係の業務に従事する職員で所属長が指定するもの」を「所属長が指定する職員」に改める。

(那覇市部長会議規程の一部改正)

第6条 那覇市部長会議規程(昭和59年那覇市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、政策調整監」を削る。

(那覇市新庁舎建設検討委員会規程の一部改正)

第7条 那覇市新庁舎建設検討委員会規程(平成2年那覇市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「教育長 政策調整監」を「教育長」に改める。

(那覇市請負工事監督規程の一部改正)

第8条 那覇市請負工事監督規程(平成6年那覇市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「係の係長」を「グループのグループリーダー」に、「当該係長」を「当該グループリーダー」に改める。

(那覇市総合計画策定委員会規程の一部改正)

第9条 那覇市総合計画策定委員会規程(平成8年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「係長(委員長が必要と認めるときは主査又は技査を含む。)」を「主査又は技査」に改める。

(那覇市環境基本計画策定委員会規程の一部改正)

第10条 那覇市環境基本計画策定委員会規程(平成9年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「社会教育・スポーツ課長」を「生涯学習課長」に改める。

(那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程の一部改正)

第11条 那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程(平成13年那覇市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「ため、」の次に「市民課本庁、支所及び市民サービスセンターに」を加え、「戸籍係長及び各支所の市民係長」を「市民課長が指名する担当主査」に改める。

(那覇市東京事務所庶務規程の廃止)

第12条 那覇市東京事務所庶務規程(平成8年那覇市訓令第4号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

那霸市訓令第6号

平成17年3月31日

施行済

那霸市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程（1971年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(市立病院を除く。)」を削り、同条第3号中「及び公室長」を「、公室長及び管理センター長」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 係長 消防本部組織規則第3条第1項に規定する係長をいう。

第5条第1項後段を削り、同条第2項中「ものとする」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、部長は、同項に規定する副参事に対して当該課の事務について副部長級としての専決権を付与することができる。

第6条第3項中「係長の専決」を「消防本部にあっては、係長の専決事項」に改め、「又は技査」を削る。

第9条を削る。

第8条第4項中「主務の係長」を「当該業務のグループリーダー」に改め、ただし書を削り、同条第5項を次のように改める。

5 グループリーダーが専決する事項について、専決者が不在のときは、課長の指名する当該グループの主幹若しくは技幹又は主査若しくは技査が代決する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(グループリーダーへの専決権の委譲)

第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、課長の専決事項について、別表第4により事務分掌規則第16条第2項のグループリーダー（主幹、技幹、主査及び技査に限る。以下同じ。）に専決権を委譲することができる。

2 主幹又は技幹（部長が指定する者に限る。）は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、前条第2項による主幹又は技幹の専決事項について、別表第4により事務分掌規則第16条第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。

第10条中「第8条又は前条第3項から第5項まで」を「前条」に改める。

第11条中「第7条、第8条又は第9条第3項から第5項まで」を「第8条又は第9条」に改める。

別表第1中係長決裁基準の項を主査、技査及び係長決裁基準の項とする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
人事 に關 する 事項	職員(臨時職員を含む。以下同 じ。)の年次有給休暇、5日未 満の私傷病休暇、生理休暇、妊 婦母体保護休暇、妊婦健康診査 休暇、育児休暇、結婚休暇、出 産補助休暇、予防接種休暇、夏 期休暇、子看護休暇並びにその 他休暇及び職務専念義務免除 で総務部長があらかじめその 範囲等を示して指定するもの の承認に関すること。	部長 参事又は副部長 副参事、課長又は部に置く 主幹若しくは技幹 課に置く主幹若しくは技 幹又は主査以下
	非常勤職員(那覇市非常勤職員要綱の適用がある者をいう。 以下同じ。)の休暇に関すること。	課長
	職員の時間外勤務命令及び休 日勤務命令に関すること。	部長、参事又は副部長 副参事、課長又は部に置く 主幹若しくは技幹 課に置く主幹若しくは技 幹又は主査以下
	職員の国内出張命令に関する こと。	部長 参事又は副部長 副参事、課長又は部に置く 主幹若しくは技幹

財産 に 関 す る 事項		課に置く主幹若しくは技 幹又は主査以下	課長
		職員の国外出張命令に関する こと。	部長 助役
		部長を除く職員	部長
	附属機関の委員等の国内出張依頼に関すること。		課長
	1件3,000万円未満の不動産の取得処分に関する事項。 動産の取得処分に関する事項。 物品購入の契約に関する事項。 行政財産の目的外使用に関する事項。 行政財産の用途変更又は用途廃止に関する事項。 公有財産の滅失又はき損に対 する損害賠償若しくは原状回 復に関する事項。	1,000万円以上3,000万円 未満	助役
		1,000万円未満	部長
		500万円以上3,000万円未 満	助役
		150万円以上500万円未満	部長
		50万円以上150万円未満	副部長
		50万円未満	課長
		行政財産の目的外使用に関する事項。	副部長
		行政財産の用途変更又は用途廃止に関する事項。	助役
		20万円以上	部長
		10万円以上20万円未満	副部長
		10万円未満	課長
工事 に 関	公有地の境界立合いに関する事項。		課長
	物品の貸付けに関する事項。		課長
	土地及び建物の登記に関する事項。		課長
	不動産、動産等の借入れに関する事項。	1,000万円以上	助役
		500万円以上1,000万円未 満	部長
		100万円以上500万円未満	副部長
		100万円未満	課長
工事 に 関	公共事業施行に伴う損失補償に関する事項。		部長
	工事用資材の購入、物件の修繕	1,000万円以上	助役

する事項	及び賃貸借又は不用品の処分に関すること。	500万円以上1,000万円未満	部長
		150万円以上500万円未満	副部長
		150万円未満	課長
	測量及び調査のための土地立入りに関すること。		課長
	設計額1件1億円以上及び国、県補助事業に係る工事設計図書の承認に関すること。		副部長
	設計額1件1億円未満の工事設計図書(国、県補助事業に係る工事設計図書を除く。)の承認に関すること。		課長
	測量、調査及び設計等の委託設計図書の承認に関すること。	100万円以上	副部長
		100万円未満	課長
	測量、調査及び設計等の委託契約の検査及び検査報告に関すること。	100万円以上	副部長
		100万円未満	課長
予算経理に関する事項	工事検査及び検査報告に関すること。		副部長
	工事請負代金債権の譲渡に係る承諾に関すること。	5,000万円以上	部長
		5,000万円未満	副部長
	補助金の交付決定及び交付の取消し並びに事業変更の承認に関すること。	100万円以上	助役
		50万円以上100万円未満	部長
		20万円以上50万円未満	副部長
		20万円未満	課長
	国県に対する補助金等の交付申請に関すること。	500万円以上	部長
		500万円未満	副部長
	歳入歳出外現金の收支命令に関すること。		課長
	補助金の額の確定に関すること。		課長
	歳入の調定、納付又は納入の告知に関すること。		課長
	公法上の債権(滞納処分のできるもの)に係る強制徴収に関すること。		部長
	歳入の過誤納金の還付及び充当に関すること。		課長

	収入の更正決定に関すること。	課長	
	歳入に係る納期限の延長又は分納に関すること。	課長	
	歳入に係る減免に関する事(減免事由の明確なものに限る。)。	課長	
	食糧費に関する事。	課長	
	支出負担行為及び支出命令に関する事。	課長	
	委託契約に関する事。	1,000万円以上	助役
		500万円以上1,000万円未満	部長
		100万円以上500万円未満	副部長
		100万円未満	課長
	不納欠損処分に関する事。	部長	
	予算の流用に関する事。	500万円以上	助役
		300万円以上500万円未満	部長
		300万円未満	副部長
情報 公開 及び 個人 情報 保護 に関 する 事項	那覇市情報公開条例に基づく公文書の公開又は非公開の決定及び決定期間の延長に関する事。	課長	
	那覇市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示、非開示、訂正、削除又は中止の決定及び決定期間の延長に関する事。	課長	

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項		専決者
秘書広報課	市政功労者死亡の際に弔辞及び弔際料に関する こと。		部長
	交際費のこと。 10万円以上	10万円以上	部長
		10万円未満	課長
広報紙の編集発行のこと。			公室長
市民平和交 流室	平和振興の事業のこと。		部長
	国際交流並びに姉妹都市及び友好都市に関する こと。		部長
	基地解除に係る渉外事務のこと。		部長
	基地に係る公害、事故等について国県等関係機関 との折衝のこと。		助役
	返還協定に基づく放棄請求権の補償関係事業に 関すること。		部長
なは未来室	政策推進会議のこと。		公室長
総務課	市公報の発行のこと。		課長
	保存文書の廃棄処分のこと。		課長
	議案の送付及び訂正のこと。		部長
	災害状況等の県への報告のこと。		課長
	防災会議の開催のこと。		部長
防災関係機関及び関係団体との連絡調整に すること。			課長
男女共同参 画室	女性センターの使用許可及びその取消しに すること。		課長
管財課	普通財産の貸付けのこと。		課長
	市有物件災害共済のこと。		課長

	物品購入及び不用品売買の契約に関すること。	500万円以上3,000万円未満	助役
		150万円以上500万円未満	部長
		50万円以上150万円未満	副部長
		50万円未満	課長
人事課	共通専決事項以外の職員の有給休暇、無給休暇及び職務専念義務免除の承認に関すること。	部長	助役
		部長を除く職員	課長
	職員の年次有給休暇、有給休暇、無給休暇及び職務専念義務免除の不承認に関すること。	部長	助役
		部長を除く職員	部長
	組合休暇に関すること。	部長	
	心身の故障による休職に関すること。	部長	助役
		部長を除く職員	部長
	専従休職に関すること。	部長	
	育児休業に関すること。	部長	課長
	臨時職員及び非常勤職員の採用及び辞職の承認に関すること。	部長	課長
	法令又は条例に基づく付属機関の委員等の任免に関すること。	部長	助役
	規則等に基づく委員会等の員の任免に関するこ と。	部長	
		部長	助役
	営利企業等の従事許可に関するこ と。	参事、副部長、副参 事又は課長	部長

	主幹、技幹又は主査 以下	課長
	給与の決定調整に関すること。	課長
	普通昇給に関すること。	課長
	臨時職員及び非常勤職員の雇用保険及び厚生に関すること。	主査 技査
	職員の手当受給資格の認定に関すること。	主査 技査
	公務災害補償に関すること。	部長
	被服の貸与に関すること。	課長
	職員研修計画に関すること。	部長
	職員研修所主催研修の実施に関すること。	課長
経営企画室	委託派遣研修の実施に関すること。	県内 課長
		県外 部長
情報政策課	部相互間に係る事務事業の調整決定に関するこ と。	部長
	指定統計その他統計調査に関すること。	課長
	条例の改正を伴わない範囲で行う定数の再配置 に関すること。	部長
	事務改善の推進に関すること。	課長
	那覇軍港の跡地利用の基本政策に関すること。	部長
	那覇軍港の移設に伴う市域の振興政策等の策定 及び推進に関すること。	部長
	I T推進本部計画の決定に関するこ と。	助役
	情報化推進計画及びI T推進本部計画の実施に に関するこ	部長
	電算適用業務の決定に関するこ	部長
	電算適用業務の処理計画に関するこ	課長
	情報処理に係る臨時的業務の処理に関するこ	課長

財政課	一時借り入れ及び起債借り入れに関すること。		部長
	予備費の充用に関するこ と。	100万円以上	助役
		100万円未満	部長
市民税課	各特別徴収義務者に徴収させる特別徴収額の額 の決定に関すること。		課長
	特別徴収に係る納期の特例に関すること。		課長
資産税課	固定資産の価格等の決定に関すること。		部長
納税課	納税義務の承継及び第二次納税義務に関するこ と。		課長
	市税の繰上げ徴収に関すること。		課長
	市税の納税の猶予に関する こと。	100万円以上	副部長
		100万円未満	課長
	滞納処分の執行の停止に關 すること。	100万円以上	部長
		10万円以上100万円 未満	副部長
		10万円未満 取消	課長
	受託証券に関すること。		主査 技査
	市税の滞納処分による財産 差押え（参加差押えを含 む。）に関すること。	100万円以上	部長
		10万円以上100万円 未満	副部長
		10万円未満 解除	課長
	市税の交付要求に関すること。		主査 技査
	差押財産の公売執行に関すること。		部長
	延滞金の減免に関するこ と。	100万円以上	副部長

	100万円未満 取消	課長
	還付に関すること。	主査 技査
	公示送達に関すること。	主査 技査
	公売執行以外の場合による取立て金、配当金等の配当及び充当に関すること。	主査 技査
	競売の求意見書に関すること。	主査 技査
	電話加入権の加入契約解除見込み通知及び設置場所変更に関すること。	主査 技査
市民活動課	陳情等に係る所管の決定に関すること。	課長
	交通安全に関すること。	課長
	協働型まちづくりに関すること。	課長
	コミュニティ支援に関すること。	課長
	自治会に関すること。	課長
	NPO活動支援に関すること。	課長
市民課	戸籍及び住民基本台帳に関すること。	課長
	印鑑登録に関すること。	課長
	犯罪者、破産者及び禁治產者の名簿取扱いに関すること。	課長
	人口動態調査に関すること。	課長
	児童手当の認定及び支給に関すること。	課長
	埋火葬の許可に関すること。	課長
	国民年金及び国民健康保険の資格の喪失に関すること。	課長
	戸籍の附票の持出しの承認に関すること。	課長
	学齢児童生徒の転入学通知書に関すること。	課長

	出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。	課長
	自動車臨時運行許可に関すること。	課長
	外国人登録に関すること。	課長
	税証明等発行に関すること。	課長
国民年金課	国民年金に関すること。	課長
国民健康保 険課	保険給付に関すること。 納税の猶予に関すること。 滞納処分による差押え（参加差押えを含む。）に 関すること。	課長 課長 部長。ただ し、解除に ついては課 長。
	滞納処分の執行の停止に関すること。	課長
	差押財産の公売執行に関すること。	部長
	交付要求に関すること。	主査 技査
	滞納者の財産所在調査に関すること。	主査 技査
	延滞金の減免に関すること。	課長
文化振興課	市民ギャラリーの使用許可及び許可の取消し等 に関すること。	課長
	市民ギャラリーの使用料の減免及び還付に関す ること。	課長
	市民会館及びパレット市民劇場の施設及び附属 設備の使用許可及び許可の取消し等に関するこ と。	課長
	市民会館及びパレット市民劇場の使用料及びそ の還付に関すること。	課長
	特別設備の許可に関すること。	課長
	入館の禁止等に関すること。	課長

歴史資料室	市史の刊行に関すること。	課長
	歴史資料の収集及び公開に関すること。	課長
商工振興課	市小口資金融資の資格審査に関すること。	課長
	中小企業診断及び経営改善指導に関すること。	課長
	なは商人塾の使用許可に関すること。	主査 技査
	なは商人塾の使用許可の取消し及び使用の停止等に関すること。	課長
	伝統工芸館の使用許可及び許可の取消し等に関すること。	課長
	伝統工芸館の利用料の減免及び還付に関すること。	課長
	伝統工芸館の特別設備の許可に関すること。	課長
	IT創造館の入居企業選定に関すること。	助役
	IT創造館の使用許可、その取消し等に関すること。	部長
	IT創造館の研修室、会議室等の使用許可、その取消し等に関すること。	課長
労働農水課	IT創造館の使用料の減免及び還付に関すること。	課長
	那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定に関すること。	助役
	那覇市ぶんかテンプス館の利用料金の承認に関すること。	部長
	那覇市ぶんかテンプス館の入居用施設の公募等の承認に関すること。	部長
	公設市場の使用許可及び許可の取消しに関すること。	部長

	公設市場内の使用場所に係る現状変更の承認に関すること。	課長
	公設市場の開業及び営業時間に関すること。	課長
	公設市場の許可の更新に関すること。	課長
	延滞金の減免に関すること。	課長
	消費者の啓蒙及び消費者団体の指導育成に関すること。	課長
	消費者モニターに関すること。	部長
	補助に係る優良農機具の指定に関すること。	課長
	家畜及び家きんの防疫実施に関すること。	課長
	病害虫駆除に関すること。	課長
	砂利採取法に基づく要請に関すること。	部長
観光課	観光宣伝に関すること。	課長
環境政策課	一般廃棄物の処理実施計画の決定に関すること。	部長
	し尿・浄化槽汚泥処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。	部長
	し尿・浄化槽汚泥処理業及び浄化槽清掃業の指導に関すること。	課長
	し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること。	課長
	公衆便所の維持管理に関すること。	課長
	ごみ減量の実施に関すること。	課長
	大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画作成等の指導及び勧告に関すること。	課長
	大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画の未作成等の事実の公表及び一般廃棄物の搬入拒否に関すること。	部長
	一般廃棄物処理業の許可に関すること。	部長
	一般廃棄物処理業者に係る営業の休止又は廃止に関すること。	部長

	一般廃棄物の処分場所及び施設の指定に関する こと。	課長
	一般廃棄物処理業の許可証及び検査証の再交付 及び還付に関すること。	課長
	器具の検査及び器材の改造修理の措置に関する こと。	部長
	移動食器洗浄車の使用許可に関すること。	課長
クリーン推進課	清掃に係る立入検査に関すること。	課長
	多量の一般廃棄物の収集及び処理に必要な措置 に関すること。	課長
	共同住宅の建設時における一般廃棄物排出方法 の事前協議に関すること。	課長
	ポイ捨て防止による環境美化促進事業に係る勧 告、指導等に関すること。	課長
	ごみのポイ捨て防止による環境美化促進条例に 基づく命令に関すること。	部長
	ごみステーションの改善指導及び不法投棄防止 に関すること。	主査 技査
環境保全課	公害の苦情処理に関すること。	課長
	騒音等の測定実施に関すること。	課長
	公害防止条例に基づく報告の徴収及び立入検査 に関すること。	課長
	ばい煙等の排出者に対する必要な措置命令及び 公害防止の緊急措置に関すること。	部長
	施設使用の一時停止命令に関すること。	助役
	自然保護に関すること。	課長
	無縁遺骨の処理に関すること。	課長
	墓地埋葬等に関する法律に係る届出及び報告に 関すること。	課長

	墓地等の経営に係る意見書に関すること。	部長
	畜犬登録に関すること。	課長
	空地管理の指導、勧告及び措置命令に関するこ と。	課長
環境センタ ー	一般廃棄物の処分に関すること。	課長
	ごみの資源化の実施に関すること。	課長
福祉政策課	民生委員に関すること。	課長
	災害援助に関すること。	部長
	小災害に関すること。	課長
	遺家族等援護に関すること。	課長
	総合福祉センターの使用許可及び許可の取消し 等に関すること。	課長
健康推進課	予防接種法に基づく予防接種に関すること。	課長
	結核の予防診断及び予防接種に関すること。	課長
	母子保健法に関すること。	課長
	健康づくりに関すること。	課長
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関 すること。	課長
	老人保健法に関すること。	課長
	臓器移植及び腎バンクに関すること。	課長
	エイズ及び麻薬・覚醒剤乱用に関すること。	課長
	保健団体等への助成に関すること。	助役
	地域看護学実習生の受入れに関すること。	課長
	医療に係る連絡調整に関すること。	部長
	母子健康手帳の交付に関すること。	課長
障害福祉課	日常生活用具の給付に関すること。	課長
	支援費に関すること。	開始
		部長
		変更
		副部長
		開始及び変更以外
		課長

	重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成に関すること。	課長
	身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。	課長
	心身障害者扶養共済制度に関すること。	課長
	訪問入浴サービス事業に関すること。	課長
	障害者福祉センターの管理運営に関すること。	課長
ちやーがん じゅう課	老人福祉法に関すること。	課長
	高齢者福祉対策に関すること。	課長
	老人福祉施設に関すること。	課長
	安謝福祉複合施設に関すること。	課長
	介護保険制度に関すること。	課長
こども課	保育料の決定に関すること。	課長
	児童保護措置費の国県負担金請求に関すること。	課長
	心身障害児療育センターの管理運営に関するこ と。	課長
	心身障害児早期療育事業に関すること。	課長
	母子及び寡婦福祉資金貸付けに関すること。	課長
	児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関するこ と。	課長
	母子・父子家庭等児童入学祝金に関すること。	課長
	母子及び父子家庭等医療費助成に関すること。	課長
	母子福祉施設管理に関すること。	課長
	軽易で定例的な保育事務に関すること。	主査 技査
	軽易で定例的な児童館事務に関すること。	主査 技査
	母子家庭自立支援給付金に関すること。	課長

建築指導課	建築基準法による道路位置の指定、変更又は廃止に関すること。	部長
	建築物の使用の承認に関すること。	副部長
	違反建築物の是正通知に関すること。	副部長
	建築基準法による意見の聴取に関すること。	副部長
	優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。	副部長
	一団地計画の承認に関すること。	副部長
	建築基準法に基づく建築許可に関するこ	部長
	と。	副部長
	建築基準法に基づく建築協定の認可に関するこ	部長
	と。	
都市再開発課	個人施行及び組合施行の土地区画整理事業の助成に関するこ	部長
区画整理課、真嘉比古島区画整理事務所及び小禄南区画整理事務所	土地区画整理事業に伴う土地の形質の変更及び建築物等の許可に関するこ	課長
	土地所有権及び借地権の申告及び異動届の処理に関するこ	課長
	土地区画整理事業に伴う清算金に関するこ	課長
	換地予定地(仮換地)の指定及び変更に関するこ	部長
	個人施行及び組合施行の土地区画整理事業の助成に関するこ	部長
	土地区画整理地域内の土地の分筆及び保留地の名義異動に関するこ	課長
	保留地処分に関するこ	部長
	土地各筆の評価に関するこ	部長
	建築物等の移転及び除去に関するこ	部長
契約検査室	工事検査及び検査報告に関するこ	副部長

	歩掛等の調整に関すること。	課長
工事請負契約の締結に関すること。	1億円以上1億5,000万円未満	助役
	5,000万円以上1億円未満	部長
	1,000万円以上5,000万円未満	副部長
	1,000万円未満	課長
請負工事の予定価格の設定に関すること。	5,000万円以上	部長
	1,000万円以上5,000万円未満	副部長
	1,000万円未満	課長
	5,000万円以上	助役
調査、設計及び検査の委託契約に関すること。	2,000万円以上5,000万円未満	部長
	500万円以上2,000万円未満	副部長
	500万円未満	課長
	500万円以上2,000万円未満	部長
	500万円未満	課長
工事の一部委任又は一部下請負の承認に関すること。	2,000万円以上	部長
	500万円以上2,000万円未満	副部長
	500万円未満	課長
調査、設計及び検査の予定価格に関すること。	2,000万円以上	部長
	500万円以上2,000万円未満	副部長
	500万円未満	課長
道路管理室	道路占用の許可又は許可の取消し等に関すること。	課長
公園管理室	公園、霊園及び納骨堂の使用許可及び許可の取消し等に関すること。	課長
市営住宅室	市営住宅の入居者の公募に関すること。	課長

	市営住宅の入居の許可に関すること。	課長
	市営住宅の明渡し請求に関すること。	課長
	市営住宅入居者の費用負担に関すること。	課長
	市営住宅の転貸、用途外使用、模様替え等の承認に関すること。	課長
	市営住宅の入居資格者決定の基準に関すること。	管理センター長
	市営住宅の退去に関すること。	課長
土木管理事務所	工事用資材の譲与に関すること。	管理センター長

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第7条関係)

グループリーダーへの専決権委譲の目安

区分	目 安
グループリーダーが主幹又は技幹の場合	別表第1の課長決裁基準並びに別表第2(人事に関する事項を除く。)及び別表第3の課長の専決者区分に準ずる。
グループリーダーが主査又は技査の場合	(1) 別表第1の主査、技査及び係長決裁基準及び別表第3の主査・技査の専決者区分に準ずる。 (2) グループリーダーが主幹又は技幹の場合の項に掲げる事項のうち部長の承認を得て指示する事項

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示 第84号
平成17年3月25日
掲示済

公共下水道の供用開始について

下水道法第9条第1項及び同条第2項の規定により公共下水道57次(汚水・雨水)の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 使用及び処理開始年月日 平成17年 3月25日

2 使用及び処理開始区域

汚水

字安謝の一部、首里当蔵2丁目の一部、首里寒川町1丁目の一部、字真嘉比の一部、字大道の一部

首里大名町2丁目の一部、首里石嶺町3丁目の一部、首里鳥堀町4丁目の一部、首里崎山町3丁目の一部、首里金城町4丁目の一部、字真地の一部、字仲井真の一部、字国場の一部、おもろまち2丁目の一部、寄宮3丁目の一部、字具志の一部、具志2丁目の一部

雨水

字大道の一部、安里1丁目の一部

おもろまち2丁目の一部、識名3丁目の一部、長田2丁目の一部、字国場の一部

3 供用及び処理開始する排水施設の位置

別紙図示のとおり

4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

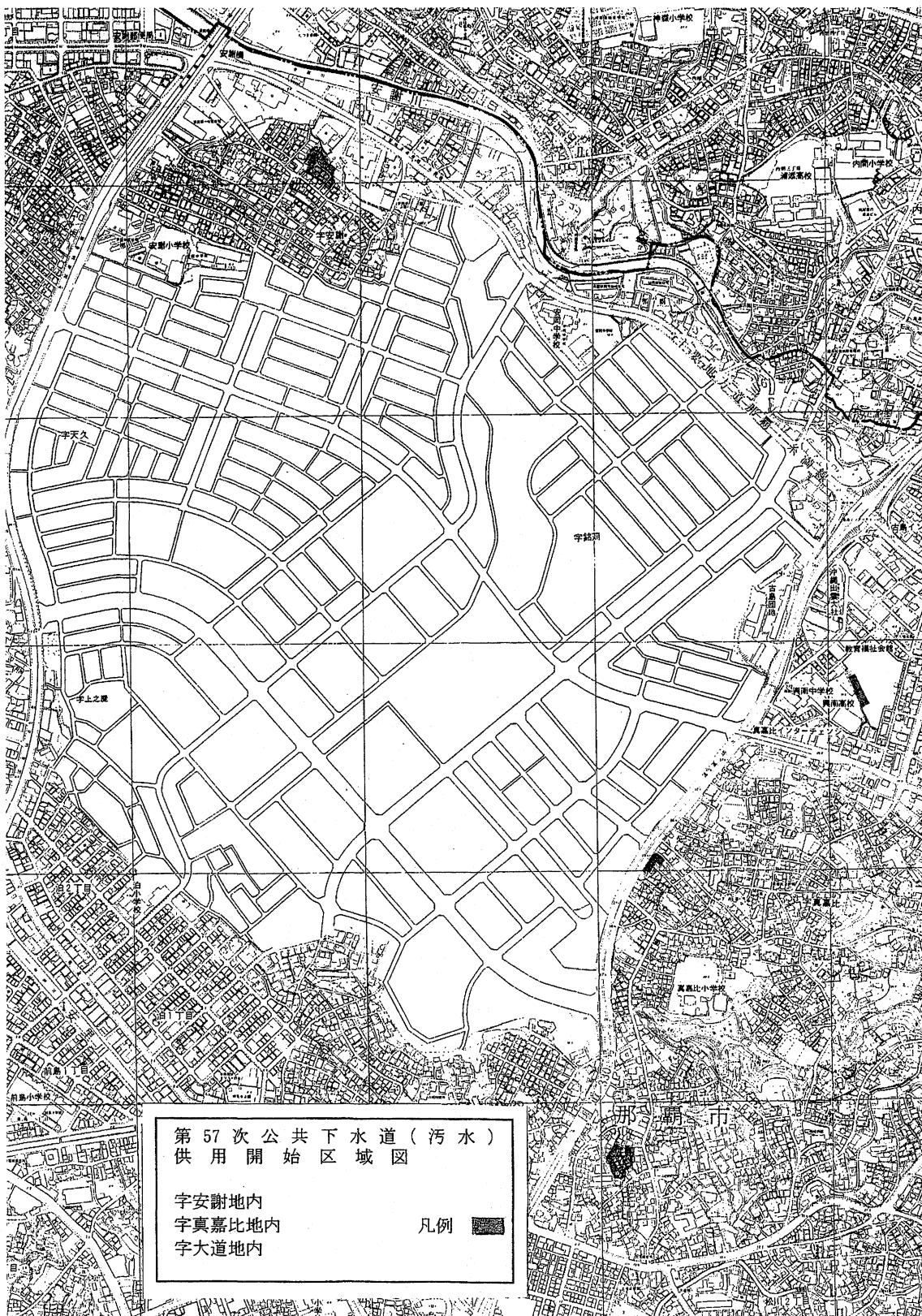
5 図面を縦覧に供する場所

那覇市 建設管理部 都市施設管理センター 下水道管理室
(銘苅序舎4F)

6 終末処理場の位置

那覇浄化センター 那覇市西3-10-1

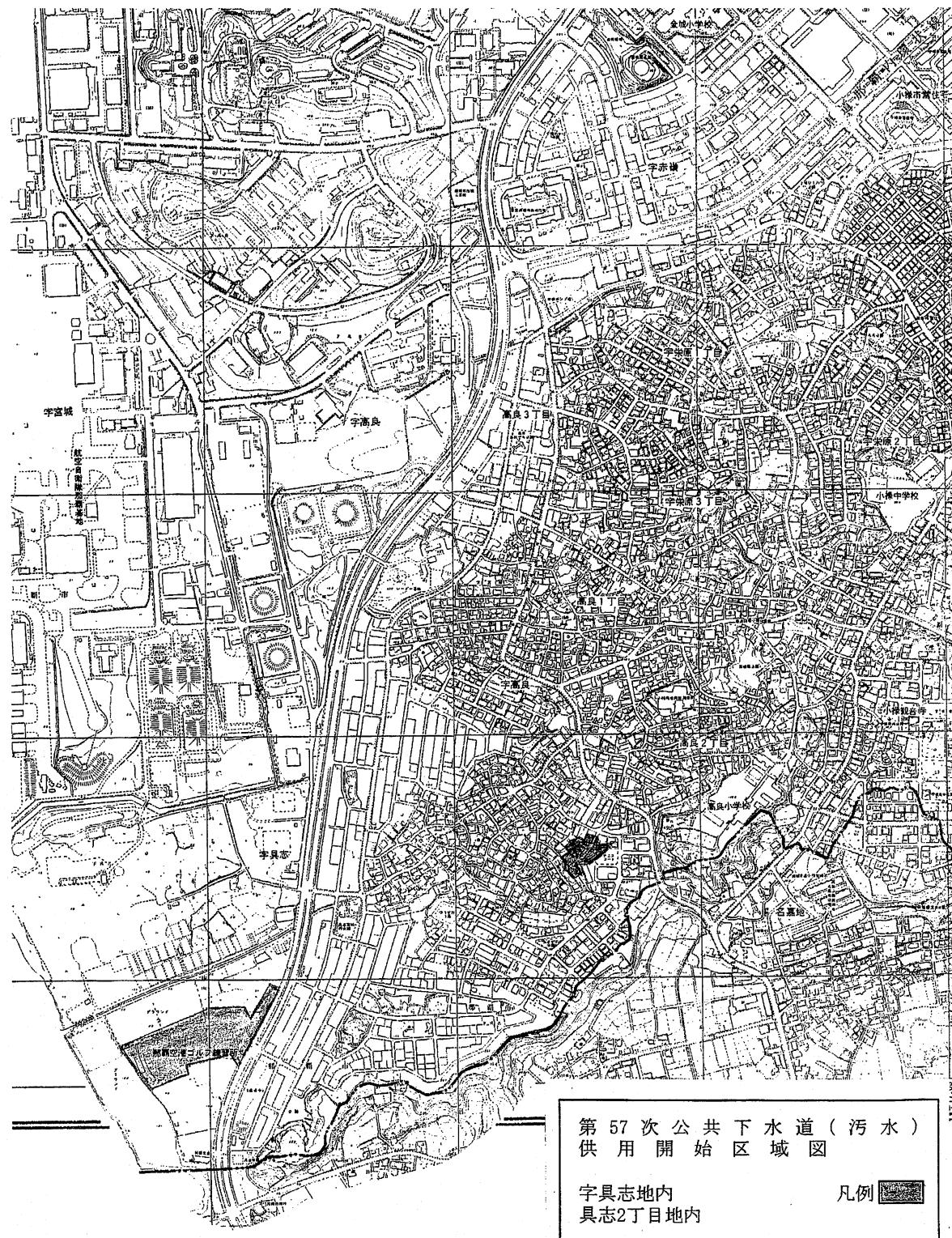








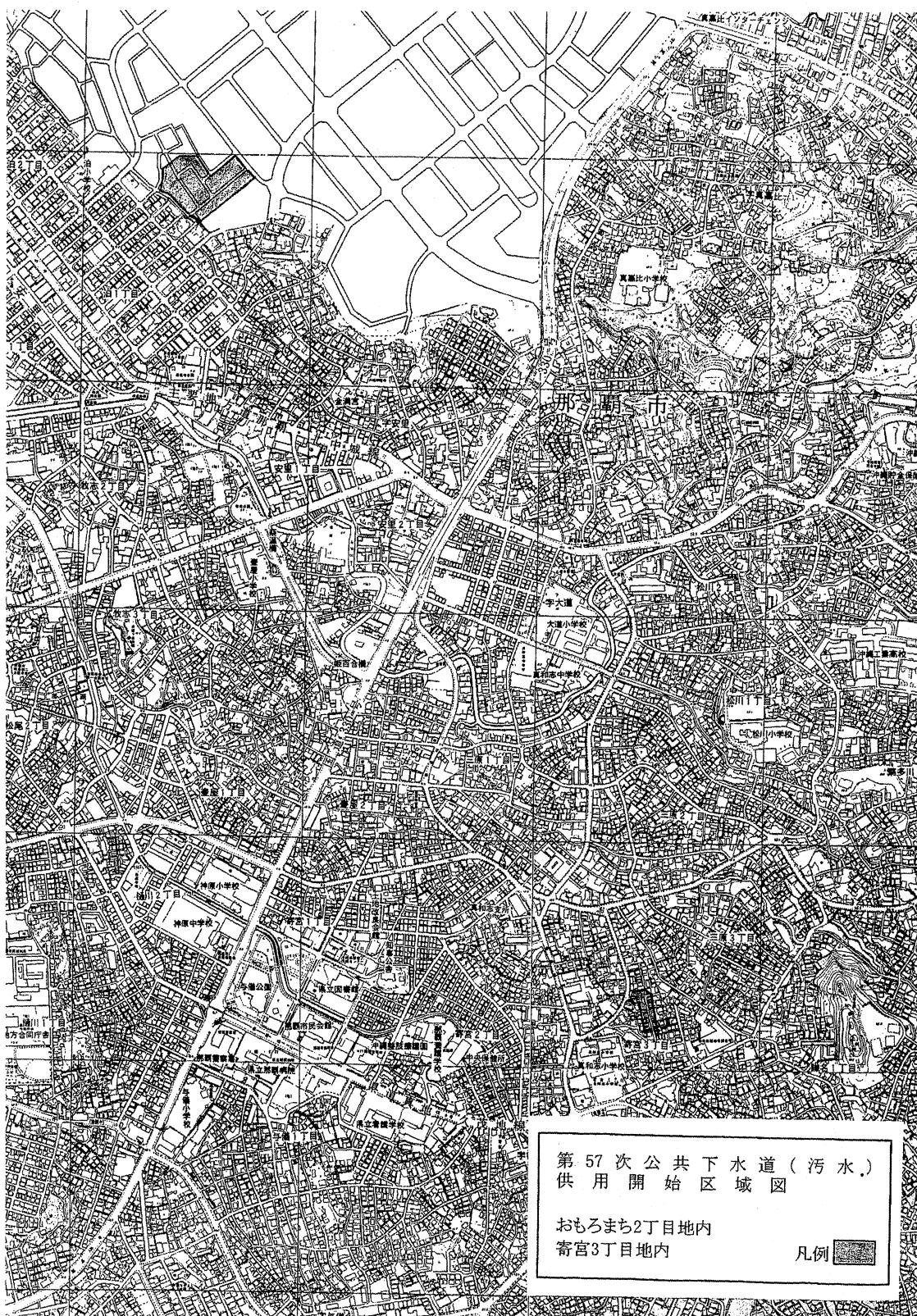


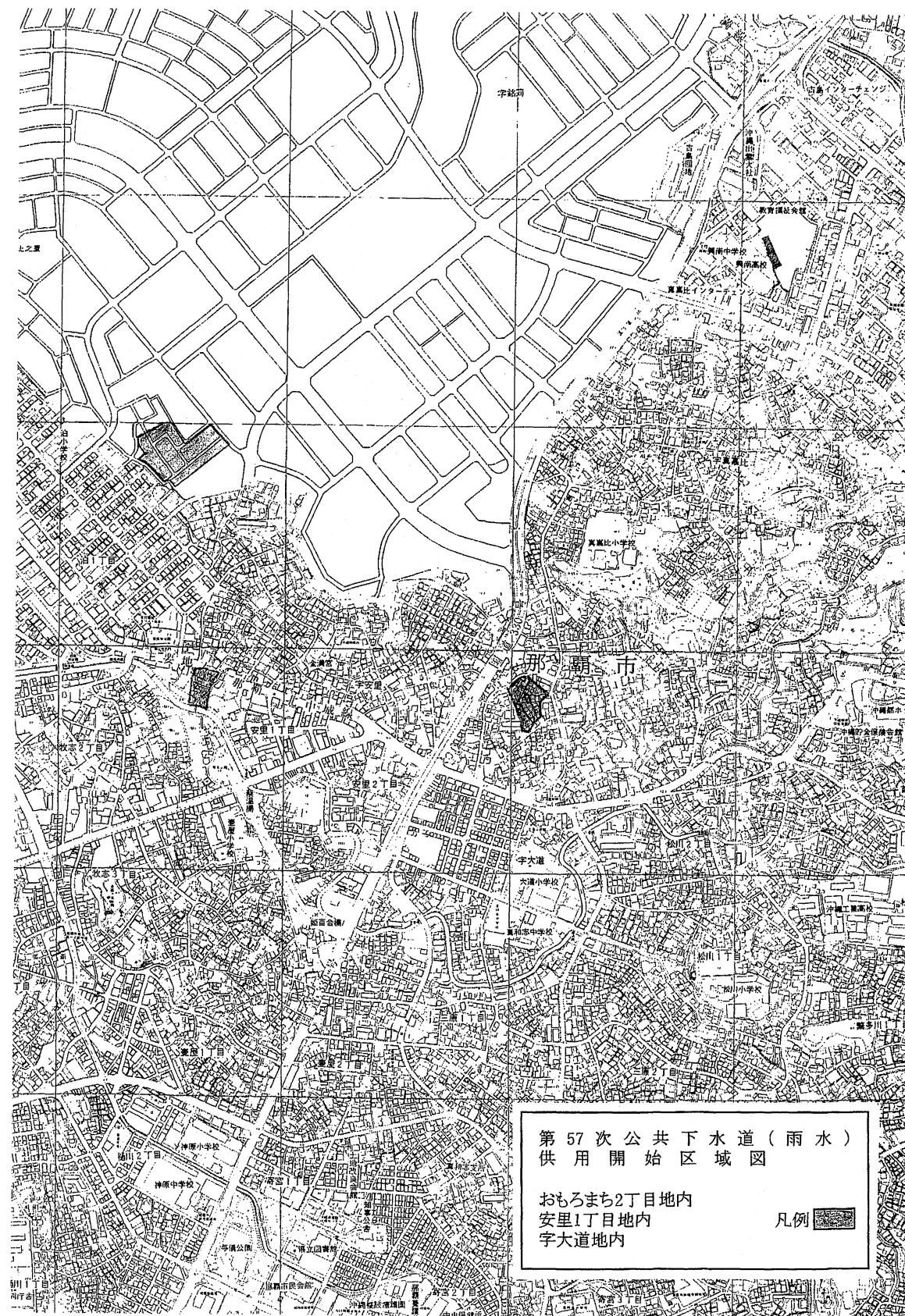


第57次公共下水道(汚水)
供用開始区域図

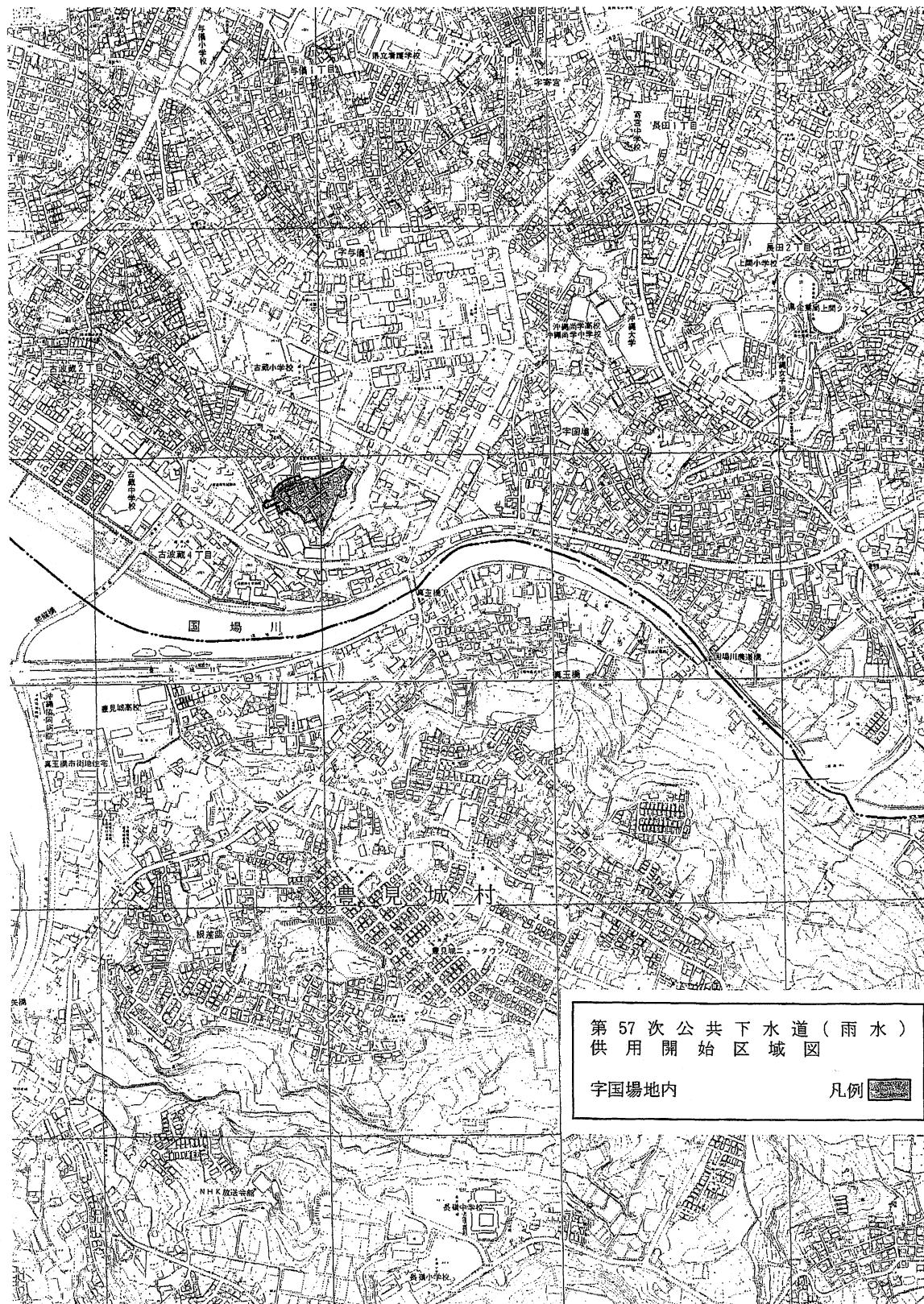
字具志地内
具志2丁目地内

凡例









那覇市告示 第85号
平成17年3月31日
掲示済

市道路線の認定及び変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第10条2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり認定及び変更をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁長雄志

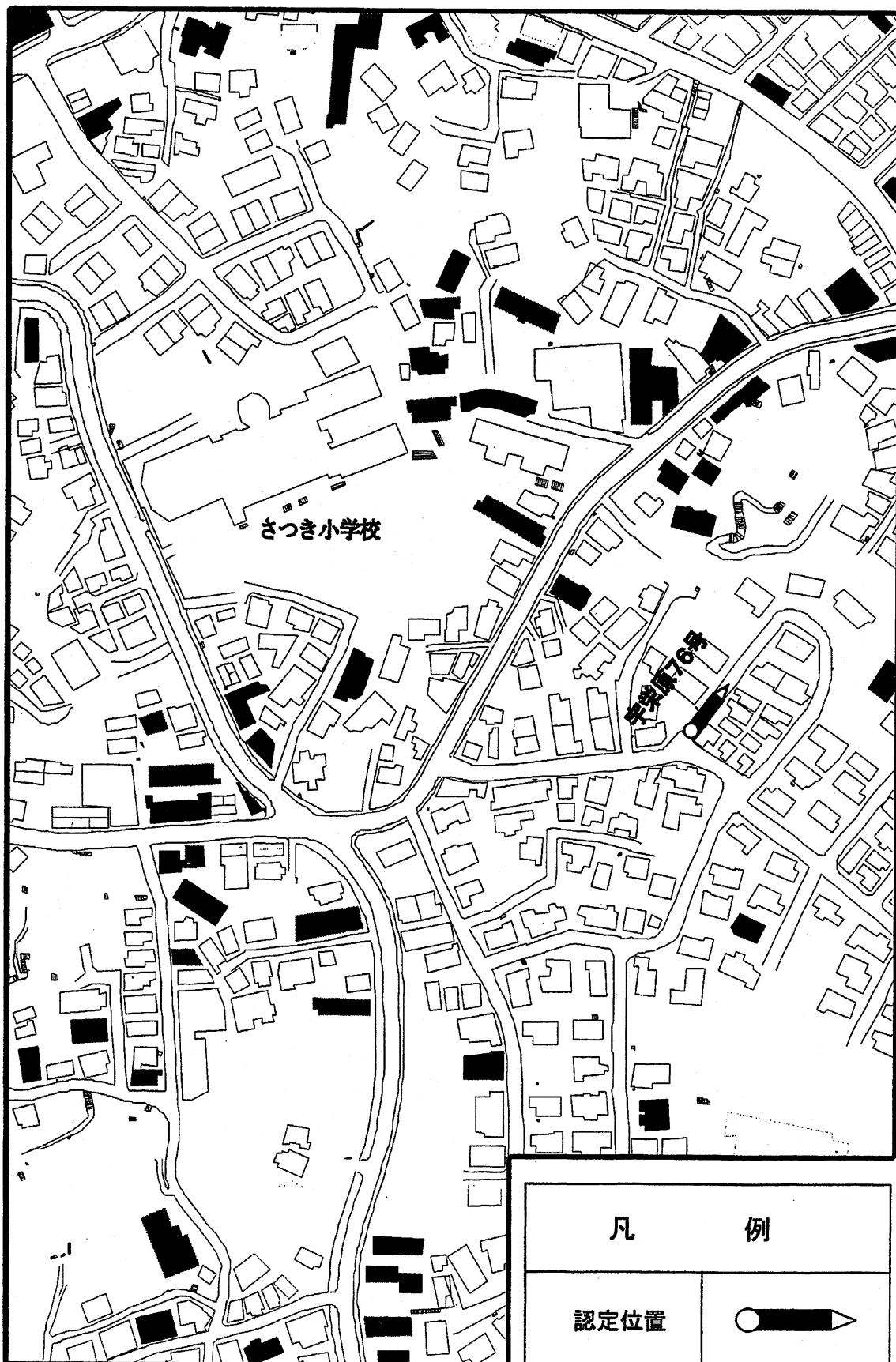
1 認定する路線

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
2364	宇栄原76号	宇栄原2丁目1236番3 宇栄原2丁目1241番11	
2365	末吉30号	首里末吉町3丁目120番7 首里末吉町3丁目109番13	
2366	末吉31号	首里末吉町3丁目109番13 首里末吉町3丁目109番5	

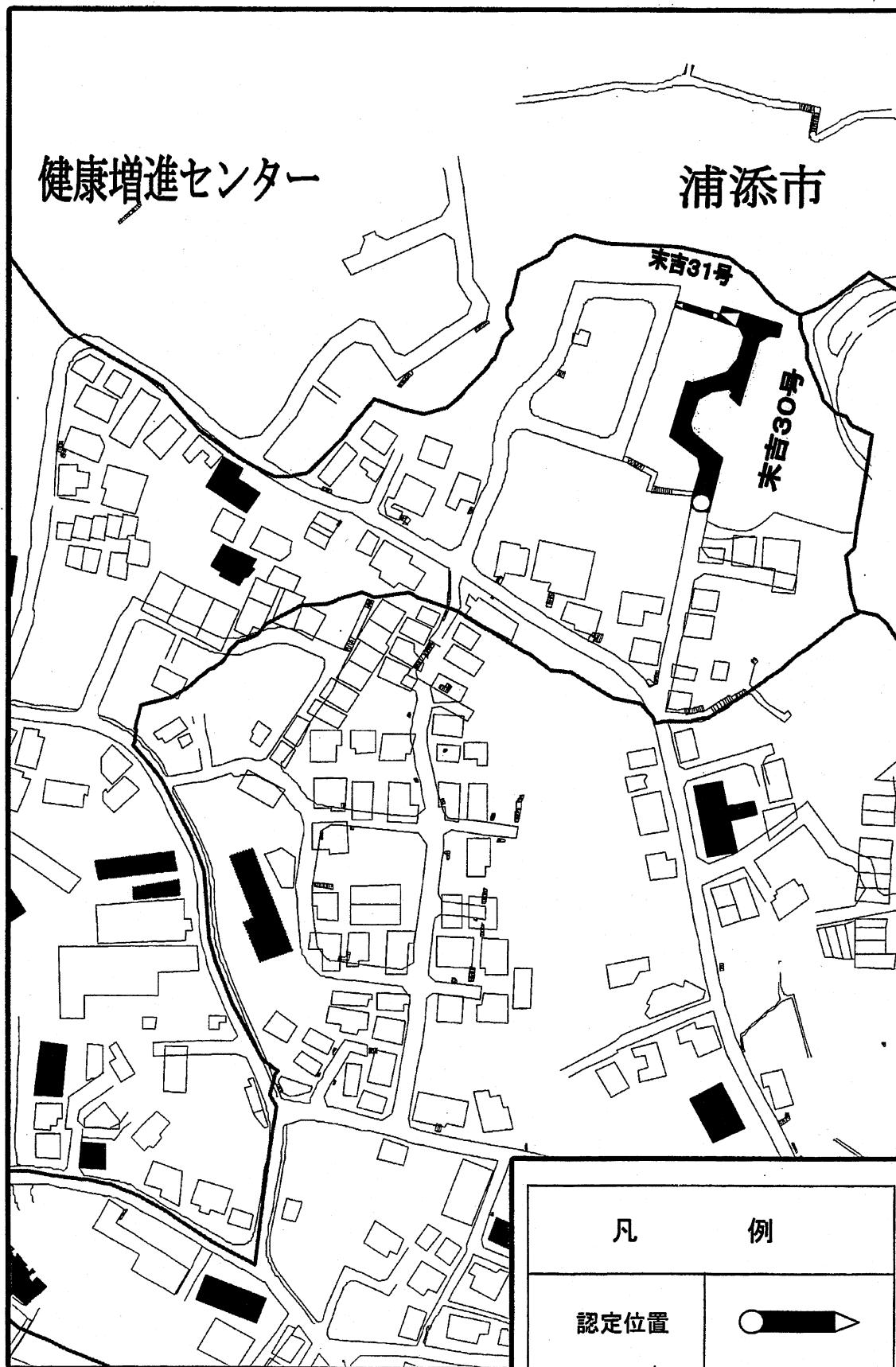
2 変更する路線

整理番号	路線名	変更前	起終点	変更後	起終点	備考
1994	宇栄原58号	宇栄原2丁目1236番3 宇栄原2丁目1164番		宇栄原2丁目1163番 宇栄原2丁目1241番		
2040	末吉29号	首里末吉町3丁目101番14 首里末吉町3丁目120番8		首里末吉町3丁目101番14 首里末吉町3丁目119番12		
598	牧志8号	牧志1丁目612番 牧志1丁目532番		牧志1丁目612番12 牧志1丁目606番		

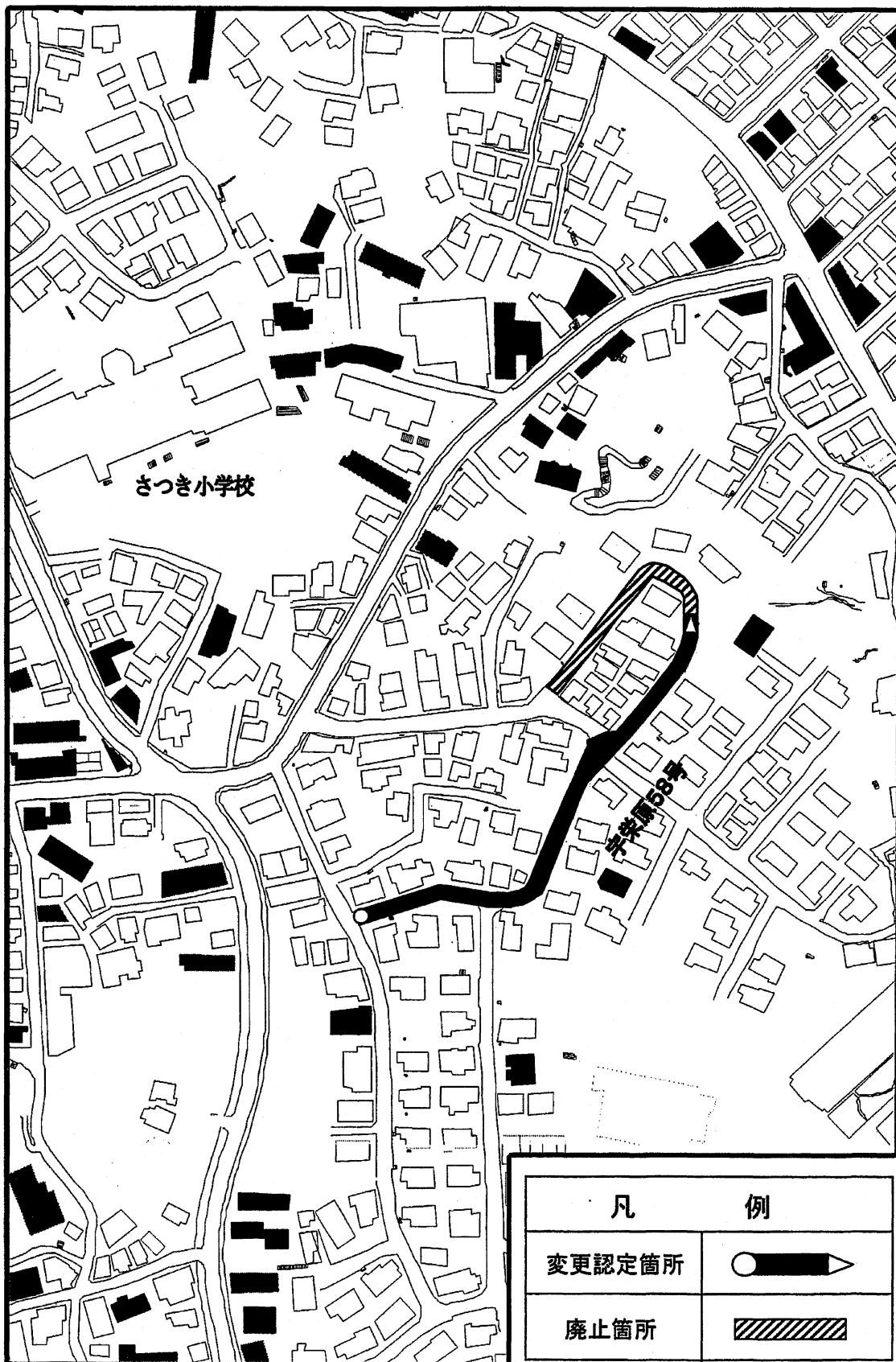
市道路線の認定位置図



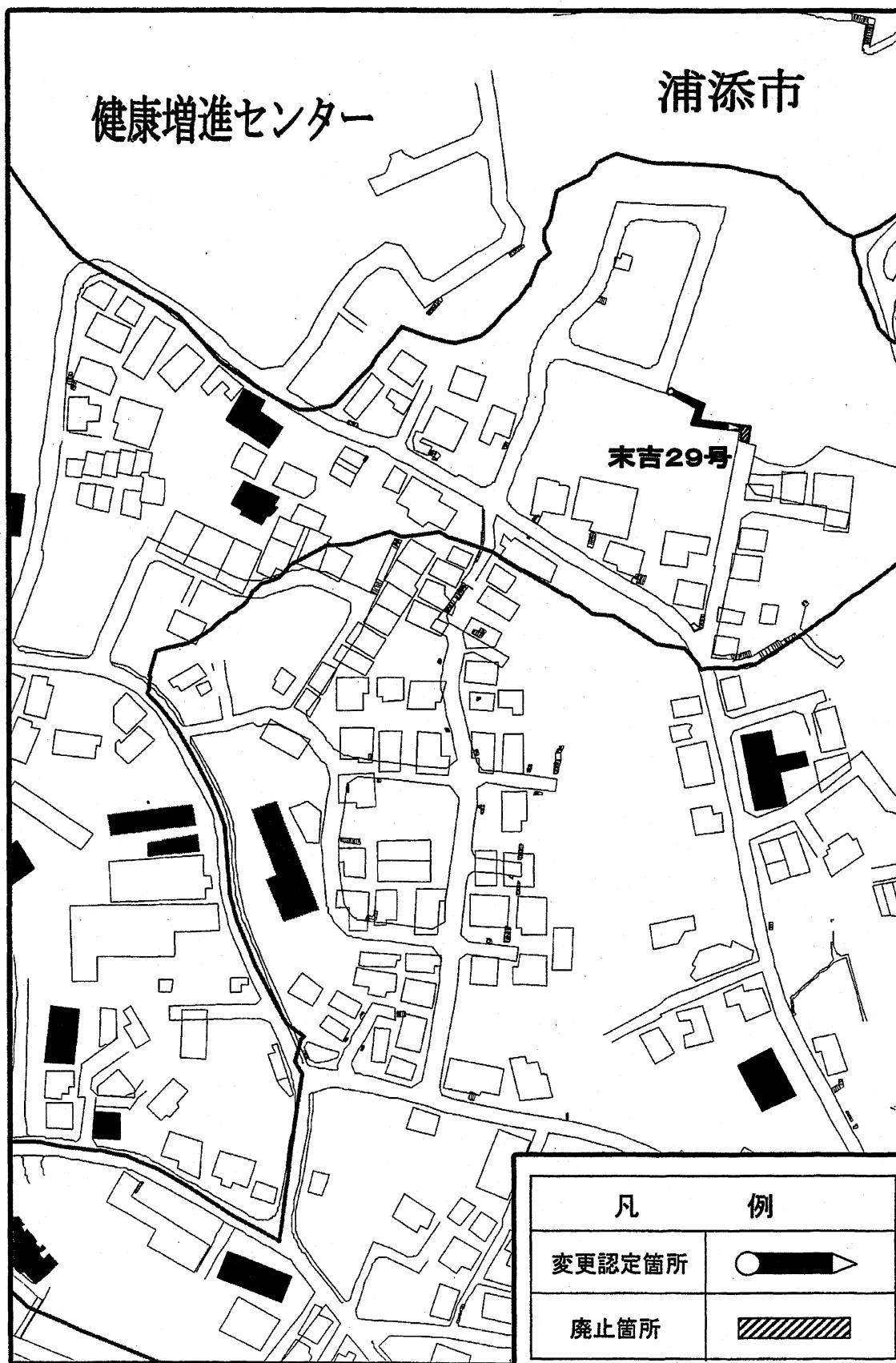
市道路線の認定位置図



市道路線の起終点変更位置図

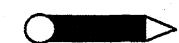


市道路線の起終点変更位置図



凡 例

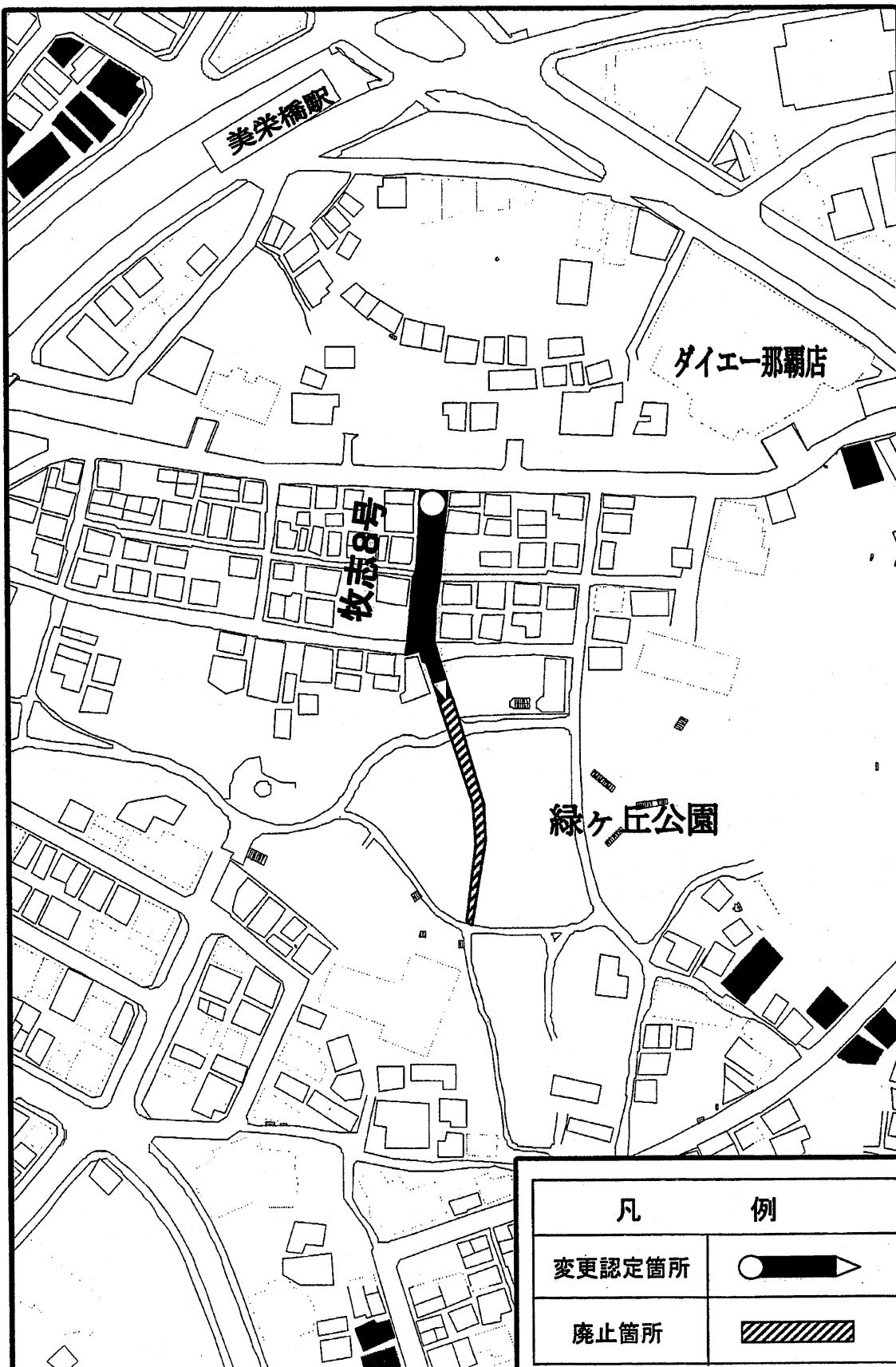
変更認定箇所



廃止箇所



市道路線の起終点変更位置図



那覇市告示 第86号
平成17年3月31日
掲示済

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域決定及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

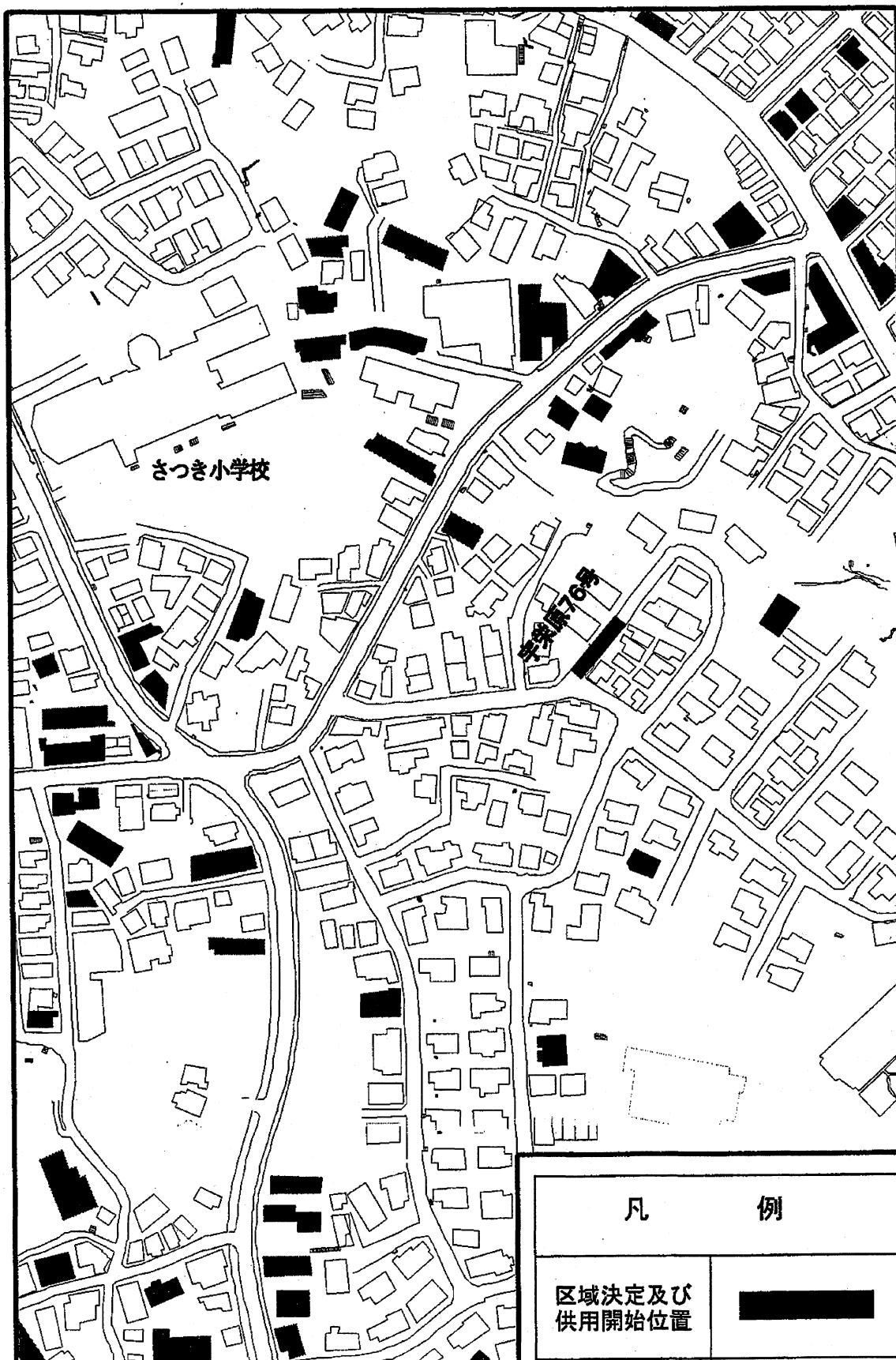
1 区域決定及び供用開始をする路線

整理番号	路線名	区間	延長m	幅員m	備考
2364	宇栄原76号	宇栄原2-1236-3 宇栄原2-1241-11	30.4	5.8	
2365	末吉30号	首里末吉町3-120-7 首里末吉町3-109-13	92.6	6.0	
2366	末吉31号	首里末吉町3-109-13 首里末吉町3-109-5	20.0	6.0	
1937	銘苅48号	字上之屋後苗代原121-1 字銘苅穂採謝原851-2	360.7	6.0	

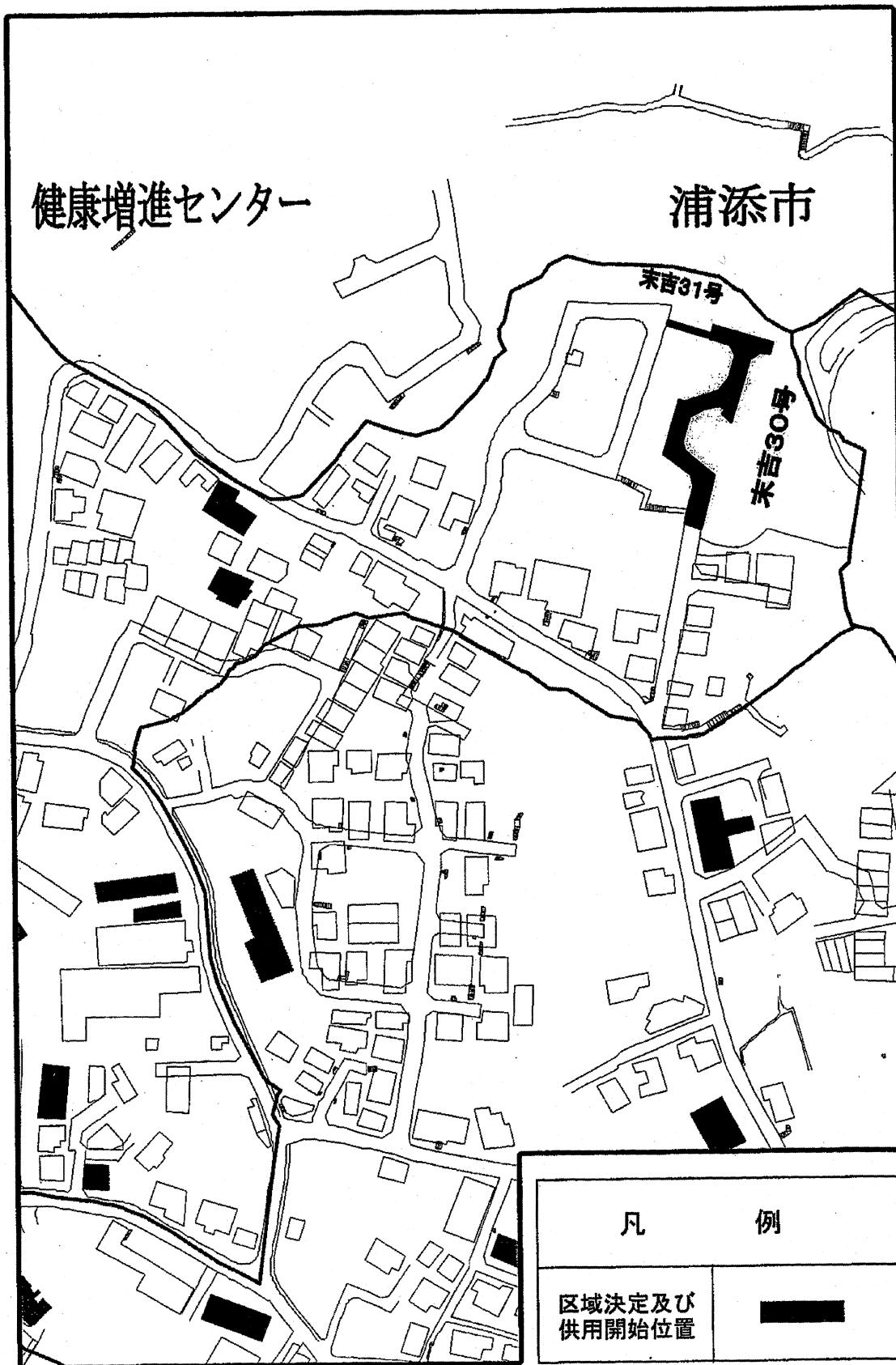
2 区域の変更する路線

整理番号	路線名	新旧	区間	延長m	幅員m	備考
1994	宇栄原58号	新	宇栄原2-1163 宇栄原2-1241	231.1	5.8	起終点の変更
		旧	宇栄原2-1236-3 宇栄原2-1164	323.5	5.8	
2040	末吉29号	新	首里末吉町3-101-14 首里末吉町3-119-12	36.4	3.0	終点の変更
		旧	首里末吉町3-101-14 首里末吉町3-120-8	28.9	3.0	
598	牧志8号	新	牧志1-612-12 牧志1-606	61.1	7.0	終点の変更
		旧	牧志1-612 牧志1-532	130.3	5.2	

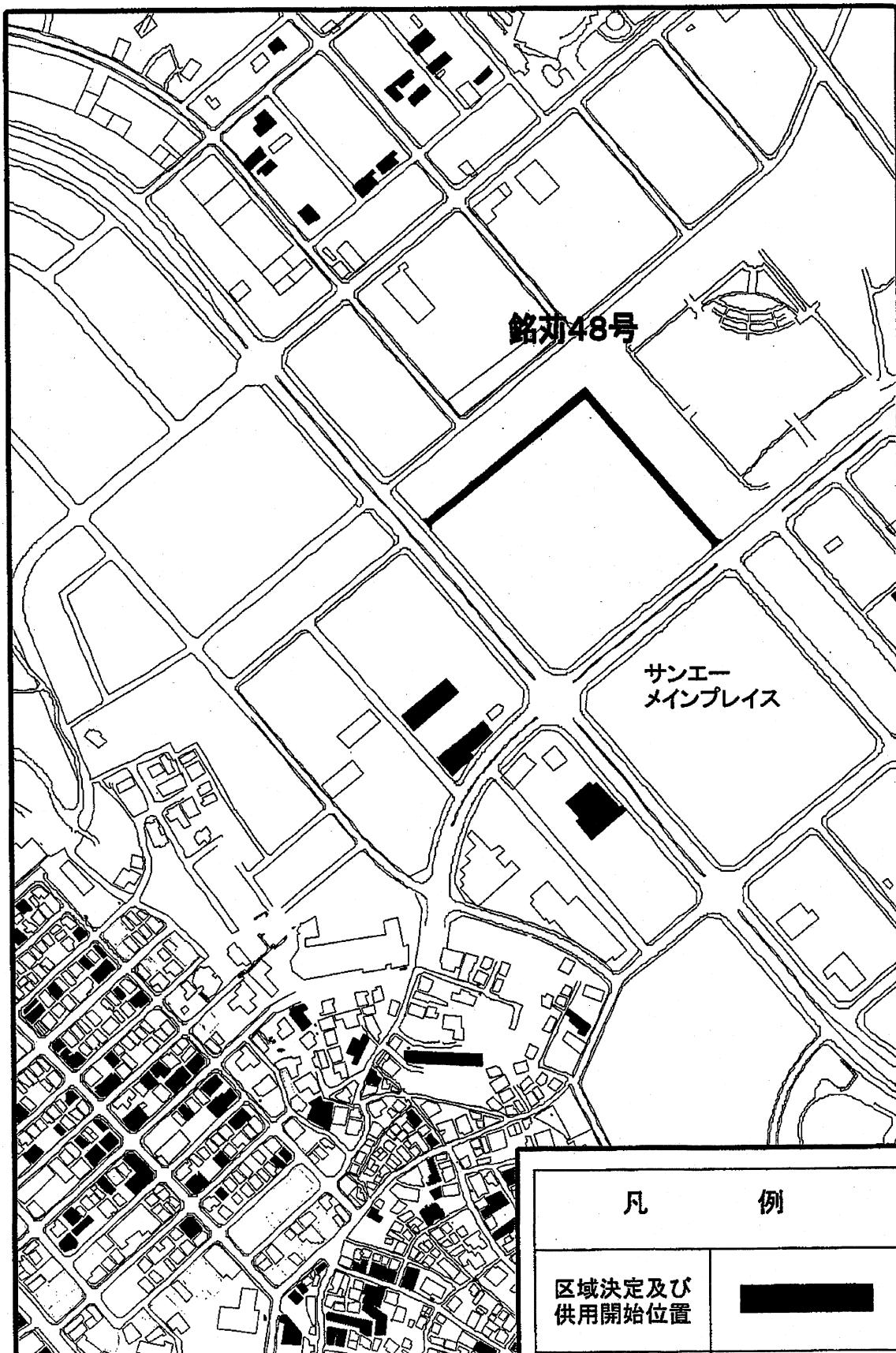
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



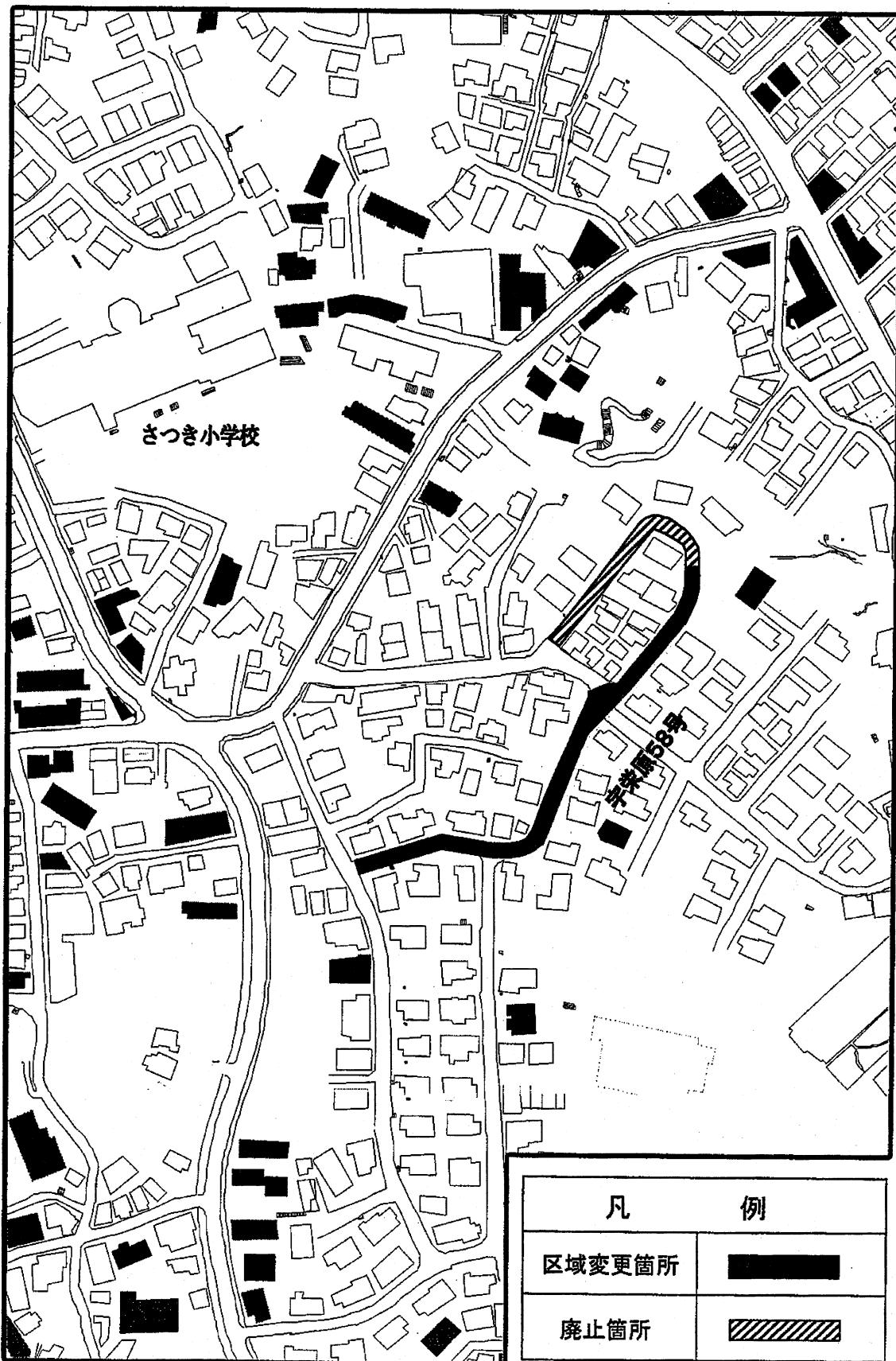
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



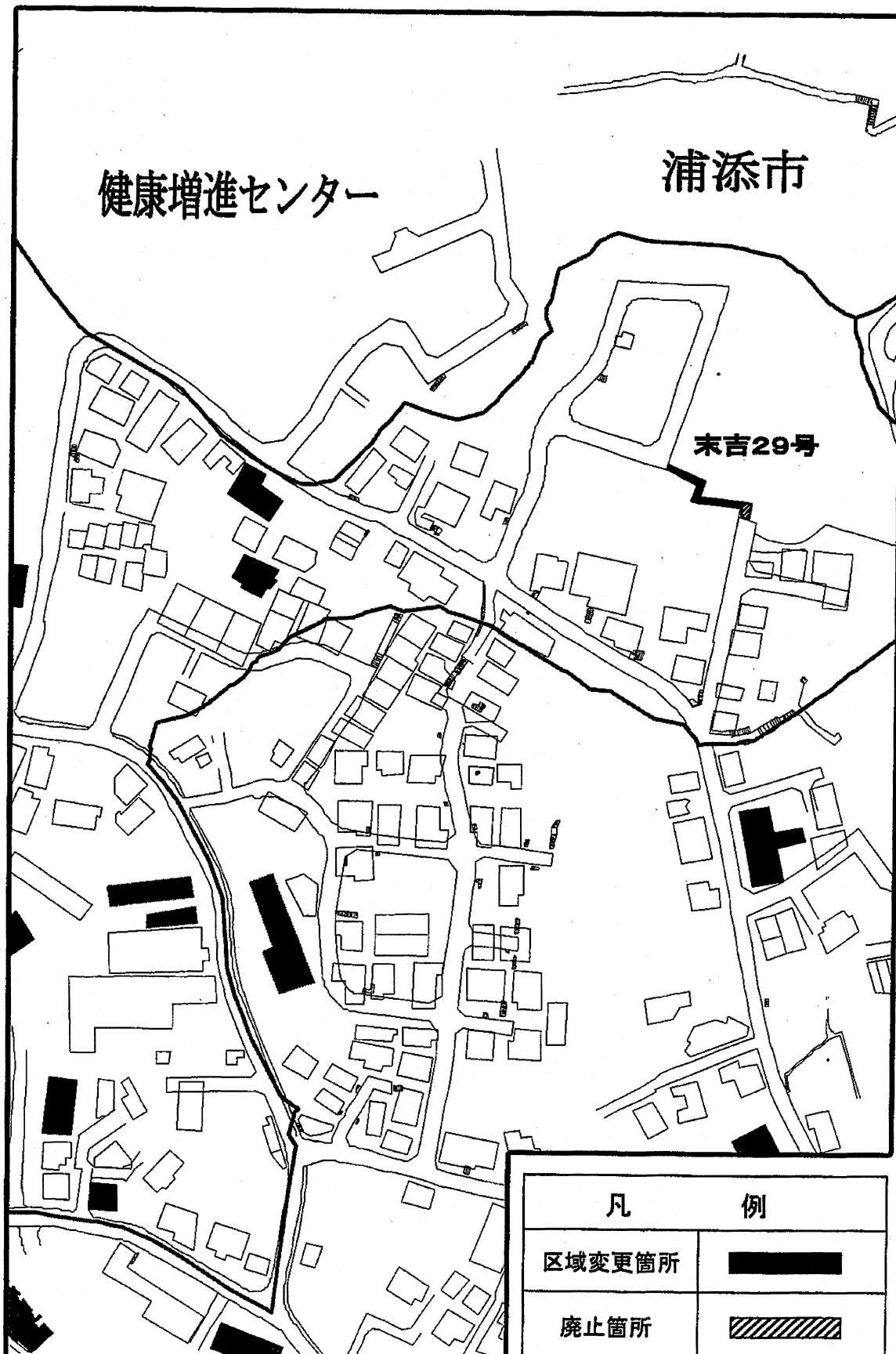
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



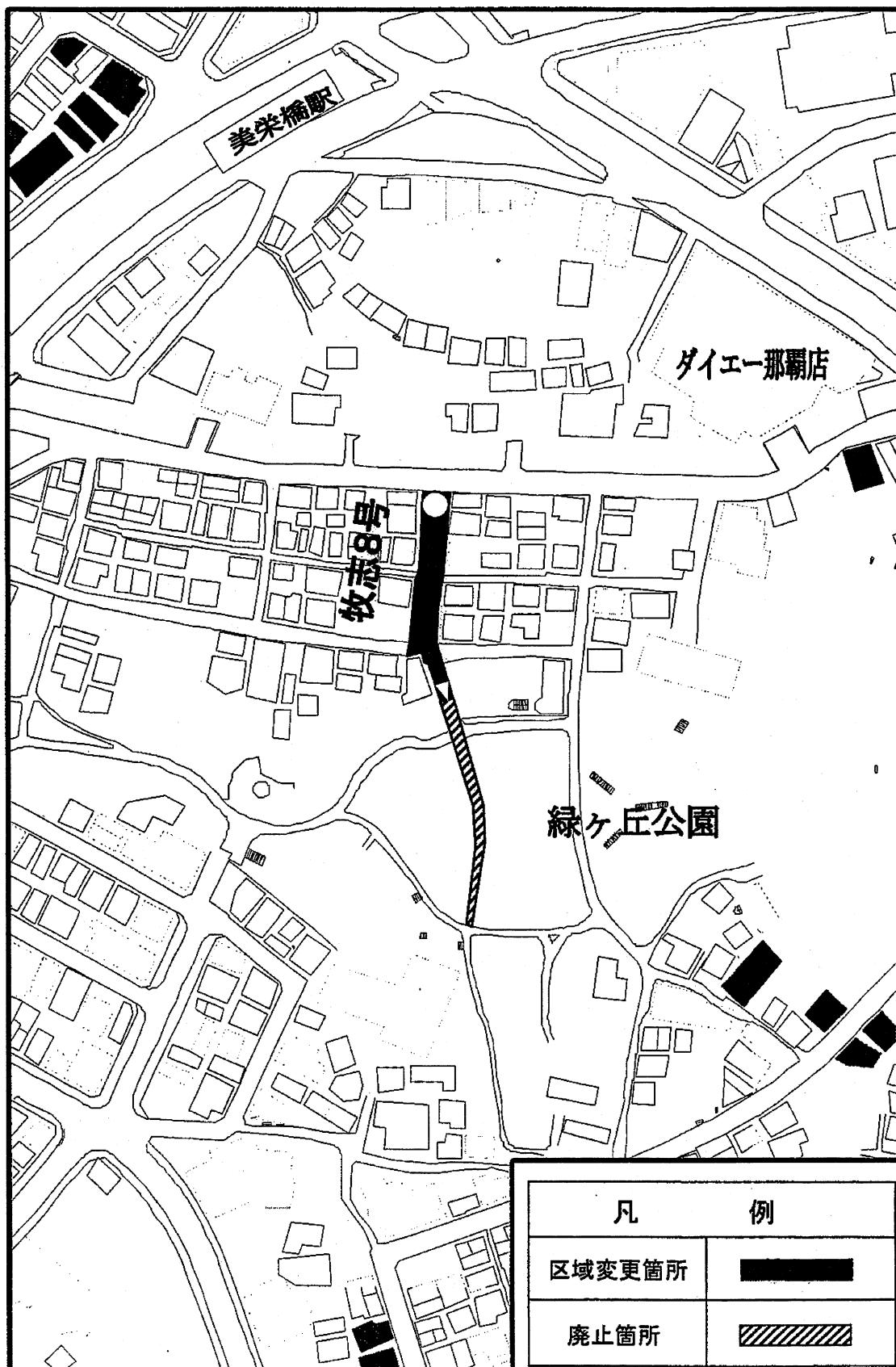
市道路線の区域変更位置図



市道路線の区域変更位置図



市道路線の区域変更位置図



那霸市告示 第87号
平成17年3月31日
掲示済

歩行者専用道路の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7項第3項の規定に基づき、歩行者専用道路を次のとおり指定する。

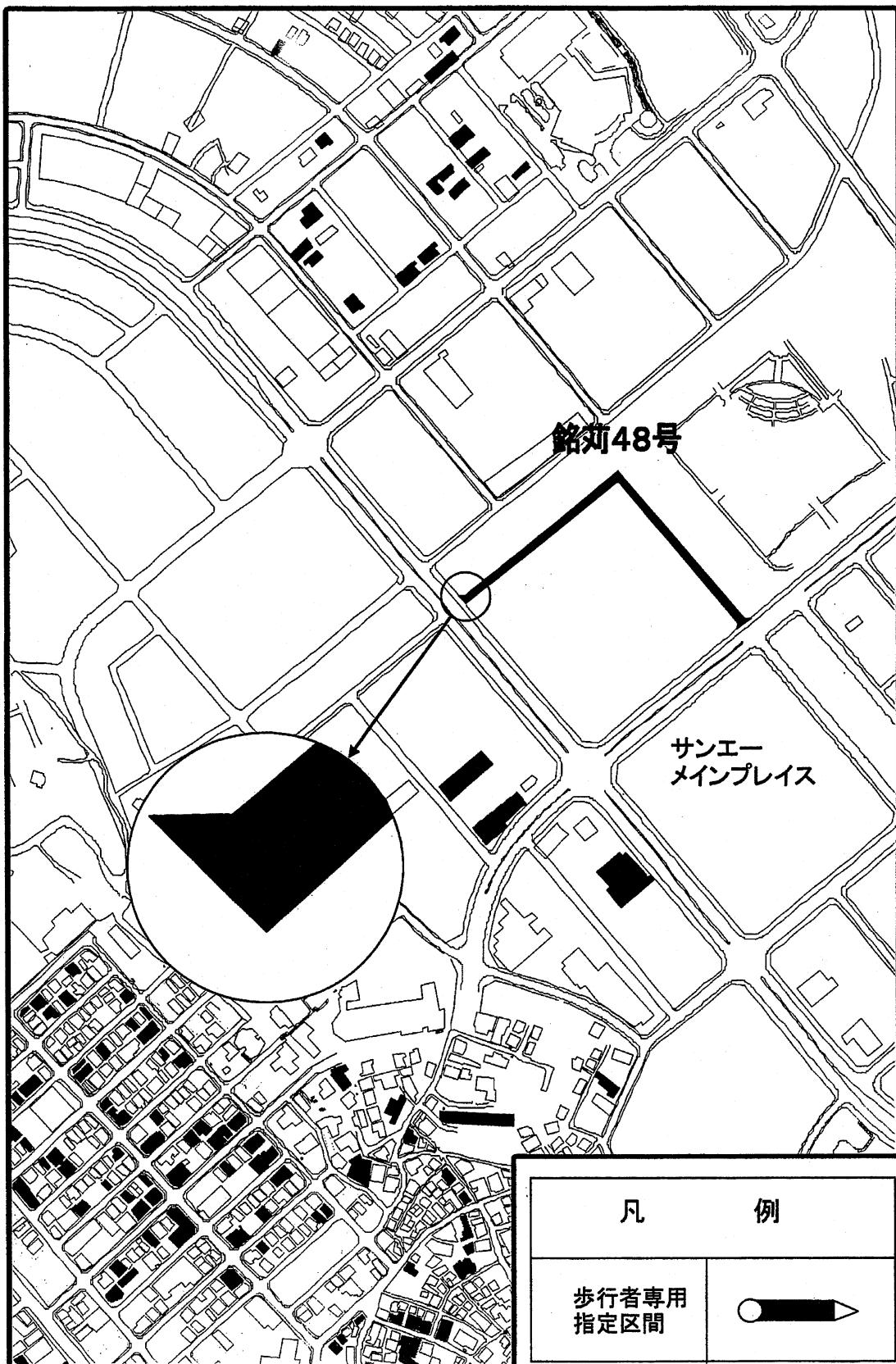
その関係図面は、告示の日から2週間那霸市都市施設管理センター（道路管理室）において、一般の縦覧に供する。

那霸市長 翁 長 雄 志

歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区間
1937	銘苅48号	字上之屋後苗代原121-1 字銘苅穂採謝原851-2

歩行者専用道路指定位置図



那霸市告示第 5号
平成17年4月1日
掲 示 濟

平成17年度那霸市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び那霸市会計規則第34条第2項により
平成17年度那霸市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次のとおり告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

名称	所在地・電話番号
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良盛也	西原町字東崎4番地の14 電話 945-5115
株式会社 みつわ産業 代表取締役 與那嶺吉也	那霸市字識名1169番地 電話 834-1414
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間良章	浦添市西洲2丁目3番地2 電話 875-3777
有限会社 上原清吉商会 代表取締役 上原清吉	糸満市字潮平749番地 電話 994-3951
株式会社 高良商事 代表取締役 高良幸得	那霸市字小禄796番地 電話 857-3681
有限会社 大初 代表取締役 松長 朋子	那霸市松尾2丁目19番7号 電話 863-2773
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城宗一	那霸市字上間425番地 電話 833-1901
合資会社 太平パルック 無限責任社員 岸本幸博	浦添市西洲2丁目1番地1 電話 879-2277

那霸市告示第 7号
平成17年4月1日
掲 示 濟

那霸市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第158条第1項及び第2項並びに那霸市会計規則第34条第1項及び第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元トヨ子	那霸市壺川3-2-5	自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日	大名・真地・識名 ・樋川・汀良・安 謝・安謝第一・壺 川東改良
上原直樹	那霸市楚辺2-34-58	自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日	石嶺・小禄・石嶺 第二・田原・久場 川
高良恵美	那霸市小禄1-19-20	自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日	宇栄原・銘苅・壺 川・辻・東・若狭 改良・若松

那覇市告示 第10号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成16年度那覇市一般会計補正予算(第4号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成16年度那覇市一般会計補正予算(第4号)

平成16年度那覇市一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,236,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,944,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		32,867,233	233,222	33,100,455
	1 市民税	13,306,089	194,415	13,500,504
	2 固定資産税	16,399,061	△7,951	16,391,110
	6 特別土地保有税	3	36,744	36,747
	8 事業所税	659,403	10,014	669,417
2 地方譲与税		1,392,475	67,000	1,459,475
	2 自動車重量譲与税	464,229	12,700	476,929
	3 地方道路譲与税	158,254	7,300	165,554
	4 特別とん譲与税	17,138	△2,000	15,138
	5 航空機燃料譲与税	248,927	49,000	297,927
3 利子割交付金		96,296	19,523	115,819
	1 利子割交付金	96,296	19,523	115,819
4 配当割交付金		7,925	8,306	16,231
	1 配当割交付金	7,925	8,306	16,231
5 株式等譲渡所得割交付金		3,509	101	3,610
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,509	101	3,610

6 地方消費税交付金		2,656,851	217,705	2,874,556
	1 地方消費税交付金	2,656,851	217,705	2,874,556
7 自動車取得税交付金		174,110	18,136	192,246
	1 自動車取得税交付金	174,110	18,136	192,246
9 地方特例交付金		1,116,870	16,391	1,133,261
	1 地方特例交付金	1,116,870	16,391	1,133,261
10 地方交付税		11,364,115	381,459	11,745,574
	1 地方交付税	11,364,115	381,459	11,745,574
12 分担金及び負担金		1,071,956	20,159	1,092,115
	2 負担金	1,071,955	20,159	1,092,114
13 使用料及び手数料		3,078,586	△90,338	2,988,248
	1 使用料	2,159,871	△72,233	2,087,638
	2 手数料	918,715	△18,105	900,610
14 国庫支出金		25,067,714	996,154	26,063,868
	1 国庫負担金	17,089,726	△69,809	17,019,917
	2 国庫補助金	7,855,474	1,065,963	8,921,437
15 県支出金		4,042,586	△41,233	4,001,353
	1 県負担金	1,850,732	16,597	1,867,329
	2 県補助金	1,717,485	△22,878	1,694,607
	3 委託金	474,369	△34,952	439,417
16 財産収入		287,888	78,169	366,057
	1 財産運用収入	235,638	1,235	236,873
	2 財産売払収入	52,250	76,934	129,184
17 寄附金		28,072	300	28,372
	1 寄附金	28,072	300	28,372
18 繰入金		4,179,309	13,350	4,192,659
	1 特別会計繰入金	180,520	80	180,600
	2 基金繰入金	3,998,788	13,270	4,012,058
19 繰越金		894,109	162,158	1,056,267
	1 繰越金	894,109	162,158	1,056,267
20 諸収入		1,388,684	287,271	1,675,955
	3 貸付金元利収入	429,553	171,730	601,283
	4 受託事業収入	124,599	1,402	126,001
	5 雑入	768,110	114,139	882,249
21 市債		19,655,910	△151,310	19,504,600
	1 市債	19,655,910	△151,310	19,504,600
歳 入 合 計		109,708,232	2,236,523	111,944,755

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		737,492	△12,200	725,292
	1 議会費	737,492	△12,200	725,292
2 総務費		9,026,277	1,787,723	10,814,000
	1 総務管理費	6,201,532	1,851,519	8,053,051
	2 徴稅費	1,386,567	△7,630	1,378,937
	3 戸籍住民基本台帳費	888,197	△2,637	885,560
	4 選挙費	307,913	△47,166	260,747
	5 統計調査費	67,167	△6,363	60,804
3 民生費		36,678,549	△325,339	36,353,210
	1 社会福祉費	12,680,112	36,247	12,716,359
	2 児童福祉費	11,956,620	△154,452	11,802,168
	3 生活保護費	12,041,816	△207,134	11,834,682
4 衛生費		7,700,364	△29,826	7,670,538
	1 保健衛生費	2,699,635	50,959	2,750,594
	2 清掃費	5,000,729	△80,785	4,919,944
7 商工費		2,727,189	3,517	2,730,706
	1 商工費	2,727,189	3,517	2,730,706
8 土木費		15,091,592	93,492	15,185,084
	1 土木管理費	335,338	6,964	342,302
	2 道路橋りょう費	1,492,807	△8,918	1,483,889
	5 都市計画費	9,707,153	162,504	9,869,657
	6 住宅費	2,687,054	△67,058	2,619,996
	9 消防費	2,948,169	△21,668	2,926,501
10 教育費		2,948,169	△21,668	2,926,501
	1 教育総務費	1,601,371	13,176	1,614,547
	2 小学校費	9,191,154	△183,902	9,007,252
	3 中学校費	3,420,008	△76,475	3,343,533
	4 幼稚園費	1,222,674	△52,093	1,170,581
	5 社会教育費	1,890,222	△29,695	1,860,527
	6 保健体育費	1,647,726	△4,391	1,643,335
12 公債費		15,507,124	1,074,204	16,581,328
	1 公債費	15,507,124	1,074,204	16,581,328
歳出合計		109,708,232	2,236,523	111,944,755

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			494
	1 総務管理費		494
		那霸市文化振興ビジョン策定事業	494
4 衛生費			354,270
	2 清掃費		354,270
		浸出水処理施設基幹的施設整備事業	354,270
8 土木費			4,102,076
	2 道路橋りょう費		330,068
		道路新設改良事業(臨時交付金・単独)	232,068
		道路新設改良事業(通常)	98,000
	5 都市計画費		3,710,455
		都市再生総合整備事業	6,926
		繰出金(土地区画整理事業特別会計)	268,103
		街路整備事業(補助)	2,607,000
		街路整備事業(臨・交)	26,008
		公園整備事業(都市局補助)	545,823
		公園整備事業(住宅局補助)	245,185
		公園リノベーション整備事業	11,410
	6 住宅費		61,553
		真地団地地すべり防止対策事業	61,553
9 消防費			26,639
	1 消防費		26,639
		高度救助用資機材購入事業	26,639
10 教育費			1,500
	5 社会教育費		1,500
		繁多川・真地・識名地区公民館・図書館(仮称)建設事業	1,500
合 計			4,484,979

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
事務所建設負担金(環境政策課)	平成17年度	52,362

第4表 地方債補正
変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 一般廃棄物処理事業	348,300	普通貸借又は証券発行	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。	308,400	補正前に同じ		
2 産業経済施設整備事業	574,410	政府資金及び公営企業金融		償還方法は、元利均等、元金均等等による。	603,100			
4 都市計画事業	1,773,100	公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	1,806,100			
5 都市公園整備事業	687,800				709,600			
6 市営住宅建設事業	555,000	(登録公債)			533,000			
7 消防施設整備事業	33,800				34,600			
8 教育施設整備事業	6,616,000				6,502,000			
9 減税補てん債	4,333,900				4,303,600			
10 臨時財政対策債	3,740,900				3,775,200			
11 地域再生事業債	706,600				642,900			

那覇市告示 第11号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成16年度那覇市一般会計補正予算(第5号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成16年度那覇市一般会計補正予算(第5号)

平成16年度那覇市的一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,244,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 市債		19,504,600	300,000	19,804,600
	1 市債	19,504,600	300,000	19,804,600
歳 入 合 計		111,944,755	300,000	112,244,755

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,814,000	300,000	11,114,000
	1 総務管理費	8,053,051	300,000	8,353,051
8 土木費		15,185,084	0	15,185,084
	5 都市計画費	9,869,657	0	9,869,657
歳 出 合 計		111,944,755	300,000	112,244,755

第2表 地方債補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
4 都市計画事業	1,806,100	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 債還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	2,096,100			補正前に同じ
5 都市公園整備事業	709,600				719,600			

那覇市告示 第12号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成16年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁長雄志

平成16年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

平成16年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,922千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,399,107千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 保留地 処分金		千円 124,503	千円 43,058	千円 167,561
	3 小禄南保 留地 処 分金	24,503	80,667	105,170
	4 真嘉比古 島 第二 保留地 処分金	100,000	△37,609	62,391
8 清算徴収 金		31,255	△1,136	30,119
	5 真嘉比古 島 第一 地区清 算徴 収 金	10,692	740	11,432
	6 壱川 清 算 徴 収 金	20,561	△1,876	18,685
歳 入 合 計		4,357,185	41,922	4,399,107

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画 整理事業 費		千円 4,207,452	千円 △37,609	千円 4,169,843
	4 真嘉比古島 第二土地区 画整理費	4,007,126	△37,609	3,969,517
3 清算費		31,264	△1,136	30,128
	4 真嘉比古島 第一地区清 算費	10,694	740	11,434
	5 壱川清算費	20,563	△1,876	18,687
5 基 金 積立金		64,293	80,667	144,960
	2 小禄南基金 積立金	36,296	80,667	116,963
歳 出 合 計		4,357,185	41,922	4,399,107

第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 土地区画整理 事業費	4 真嘉比古島第二地区画整 理費		1,049,491
			1,039,035
		真嘉比古島第二事 業費（補助）	664,773
		真嘉比古島第二事 業費（単独）	324,408
		真嘉比古島第二事 業費（補助・都市再 生）	49,854
	5 小禄南地区 画整理費		10,456
		小禄南事業費（单 独）	10,456
	合 計		1,049,491

那覇市告示 第13号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成16年度那覇市下水道事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成16年度那覇市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成16年度那覇市の下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,129千円を増額し、歳入歳出それぞれ6,633,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 規定の債務負担行為の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出 金		千円 953,000	千円 40,000	千円 993,000
	1 国庫支出金	953,000	40,000	993,000
4 繰入金		1,143,090	△71	1,143,019
	1 一般会計繰入金	1,143,090	△71	1,143,019
7 市債		863,200	△4,800	858,400
	1 市債	863,200	△4,800	858,400
歳 入 合 計		6,598,213	35,129	6,633,342

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 下水道 建設費		千円 2,043,166	千円 △4,871	千円 2,038,295
	1 下水道建設費	2,043,166	△4,871	2,038,295
3 公債費		1,830,932	40,000	1,870,932
	1 公債費	1,830,932	40,000	1,870,932
歳 出 合 計		6,598,213	35,120	6,633,342

第2表 地方債補正

変更

単位：千円

起債 の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1 公共 下水道 事業	559,800	普 通 貸 借 又 は 証 券	年8%以 内(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見 直し後の利 率)	償還期間は、 据置期間含め 30年以内と する。 償還方法は、 元利金等、元 金均等によ る。 ただし、財 政の都合によ り、据置期間 中であっても 繰上償還 し、償還年限 を変更し、又 は借り換え ることがで きる。	559,800			補正前に同じ
2 流域 下水道 事業	303,400				298,600			

那霸市告示 第14号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那霸市議会定例会で議決された平成16年度那霸市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成16年度那霸市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成16年度那霸市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,584,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 8,112,678	千円 $\triangle 269,898$	千円 7,842,780
	1 国民健康保険税	8,112,678	$\triangle 269,898$	7,842,780
3 国庫支出金		14,699,851	156,630	14,856,481
	1 国庫負担金	9,584,145	156,630	9,740,775
4 療養給付費等 交付金		3,215,117	78,087	3,293,204
	1 療養給付費等 交付金	3,215,117	78,087	3,293,204
7 財産収入		277	570	847
	1 財産運用収入	277	570	847
8 繰入金		4,328,346	35,181	4,363,527
	1 他会計繰入金	3,778,346	35,181	3,813,527
歳 入 合 計		31,583,461	570	31,584,031

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 19,041,021	千円 0	千円 19,041,021
	1 療養諸費	16,729,294	0	16,729,294
7 基金積立金		182,057	570	182,627
	1 基金積立金	182,057	570	182,627
10 予備費		571,231	0	571,231
	1 予備費	571,231	0	571,231
歳 出 合 計		31,583,461	570	31,584,031

那霸市告示 第15号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那霸市議会定例会で議決された平成16年度那霸市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成16年度那霸市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年度那霸市の市街地再開発事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73,950千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,671千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 89,400	千円 \triangle 37,150	千円 52,250
	1 国庫補助金	89,400	\triangle 37,150	52,250
3 繰入金		28,220	23,800	52,020
	1 一般会計繰入金	28,220	23,800	52,020
4 繰越金		1	0	1
	1 繰越金	1	0	1
6 市債		67,000	\triangle 60,600	6,400
	1 市債	67,000	\triangle 60,600	6,400
歳 入 合 計		184,621	\triangle 73,950	110,671

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 都市再開発事業費		千円 184,460	千円 △73,950	千円 110,510
	1 都市再開発事業費	184,460	△73,950	110,510
3 公債費		161	0	161
	1 公債費	161	0	161
歳出合計		184,621	△73,950	110,671

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 都市再開発事業費			千円 103,700
	1 都市再開発事業費	モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業	103,700
合計			103,700

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 都市再開発事業	千円 67,000	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	6,400			補正前に同じ
合計	67,000				6,400			

那覇市告示 第16号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成16年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成16年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成16年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,109,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 2,177,759	千円 △10,700	千円 2,167,059
	1 他会計 繰入金	2,177,758	△10,700	2,167,058
歳入合計		15,120,538	△10,700	15,109,838

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 471,079	千円 △10,700	千円 460,379
	3 介護認定 審査会費	205,400	△10,700	194,700
歳出合計		15,120,538	△10,700	15,109,838

那覇市告示 第17号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成17年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成17年度那覇市一般会計予算

平成17年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,240,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 市税		33,666,955
1 市民税		13,590,737
2 固定資産税		16,919,206
3 軽自動車税		324,786
4 市たばこ税		2,133,475
5 鉱産税		1
6 特別土地保有税		3
7 入湯税		29,276
8 事業所税		669,471
2 地方譲与税		1,959,042
1 所得譲与税		1,058,639
2 自動車重量譲与税		470,199
3 地方道路譲与税		164,139
4 特別とん譲与税		17,138
5 航空機燃料譲与税		248,927
3 利子割交付金		73,877
1 利子割交付金		73,877

4 配当割交付金		21,567
	1 配当割交付金	21,567
5 株式等譲渡所得割交付金		3,538
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,538
6 地方消費税交付金		2,874,556
	1 地方消費税交付金	2,874,556
7 自動車取得税交付金		195,814
	1 自動車取得税交付金	195,814
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		288,388
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	288,388
9 地方特例交付金		1,152,526
	1 地方特例交付金	1,152,526
10 地方交付税		10,516,362
	1 地方交付税	10,516,362
11 交通安全対策特別交付金		50,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000
12 分担金及び負担金		1,086,307
	1 分担金	1
	2 負担金	1,086,306
13 使用料及び手数料		3,022,634
	1 使用料	2,116,414
	2 手数料	906,220
14 国庫支出金		19,603,561
	1 国庫負担金	15,309,228
	2 国庫補助金	4,173,105
	3 委託金	121,228
15 県支出金		4,342,707
	1 県負担金	2,738,291
	2 県補助金	1,175,209
	3 委託金	429,207
16 財産収入		284,215
	1 財産運用収入	231,843
	2 財産売払収入	52,372
17 寄附金		26,987
	1 寄附金	26,987
18 繰入金		2,451,068
	1 特別会計繰入金	112,577
	2 基金繰入金	2,338,490
	3 基金借入金	1
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		1,505,896
	1 延滞金加算金及び過料	65,272
	2 市預金利子	328
	3 貸付金元利収入	574,772

	4 受託事業収入	138,196
	5 雜入	727,328
21 市債		7,014,000
	1 市債	7,014,000
歳入合計		90,240,000

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 議会費		734,628
	1 議会費	734,628
2 総務費		7,074,084
	1 総務管理費	4,410,329
	2 徴稅費	1,328,907
	3 戸籍住民基本台帳費	859,756
	4 選挙費	189,389
	5 統計調査費	187,392
	6 監査委員費	98,311
3 民生費		36,289,955
	1 社会福祉費	12,454,353
	2 児童福祉費	11,782,630
	3 生活保護費	12,052,971
	4 災害救助費	1
4 衛生費		7,466,435
	1 保健衛生費	2,650,183
	2 清掃費	4,816,252
5 労働費		48,927
	2 労働諸費	48,927
6 農林水産業費		138,779
	1 農業費	55,077
	2 林業費	102
	3 水産業費	83,600
7 商工費		826,469
	1 商工費	826,469
8 土木費		13,037,832
	1 土木管理費	304,751
	2 道路橋りょう費	1,486,547
	3 河川水路費	111,144
	4 港湾費	689,045
	5 都市計画費	8,951,273
	6 住宅費	1,495,072
9 消防費		2,697,986
	1 消防費	2,697,986
10 教育費		10,059,367
	1 教育総務費	1,396,950
	2 小学校費	3,492,854
	3 中学校費	1,292,543
	4 幼稚園費	940,162

	5 社会教育費	1,237,058
	6 保健体育費	1,699,800
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		11,745,532
	1 公債費	11,745,532
13 諸支出金		50,002
	1 普通財産取得費	50,001
	2 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳出合計		90,240,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
印刷機賃借料 (総務課)	平成18年度から 平成21年度まで	1,212
メールカー車両賃借料 (総務課)	平成18年度から 平成21年度まで	2,016
複写機賃借料 (総務課)	平成18年度から 平成21年度まで	1,540
複写機賃借料 (職員研修所) (人事課)	平成18年度から 平成19年度まで	1,440
公有財産管理システムの賃貸借契約 (管財課)	平成18年度から 平成21年度まで	10,836
銘苅庁舎用地の賃借料 (管財課)	平成18年度から 平成22年度まで	27,430
新ホストコンピュータ (GS21200) リース料 (情報政策課)	平成18年度から 平成22年度まで	66,424
平成17年度入替端末機リース料 (情報政策課)	平成18年度から 平成22年度まで	6,611
平成17年度入替パソコンリース料 (情報政策課)	平成18年度から 平成22年度まで	5,472
市税証明書の自動交付システム開発委託料 (税制課)	平成18年度から 平成22年度まで	4,950
市県民税パンチ委託料 (市民税課)	平成18年度	700
ファイルサーバー賃借料 (納税課)	平成18年度から 平成21年度まで	560
滞納管理システム賃借料 (納税課)	平成18年度から 平成21年度まで	33,468
自動交付機 (新機種) 賃借料 (市民課)	平成18年度から 平成22年度まで	18,374

証明書自動申請システムの使用料及び賃借料（市民課）	平成18年度から 平成22年度まで	6,737
複写機賃借料（本序2台）（市民課）	平成18年度から 平成21年度まで	2,016
行政ファクシミリ等賃借料（市民課）	平成18年度から 平成21年度まで	19,556
オンライン端末機等一式賃借料（国民年金課）	平成18年度から 平成21年度まで	2,228
複写機賃借料（文化振興課・那覇市民会館）	平成18年度から 平成19年度まで	952
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償（商工振興課）	平成18年度から 平成28年度まで	保障融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から中小企業金融公庫が補填する額を差し引いた額
那覇市IT創造館土地賃借料（商工振興課）	平成18年度から 平成22年度まで	11,330
指定ごみ袋製造費（環境政策課）	平成18年度	12,243
リサイクルプラザパソコンリース料（環境政策課）	平成18年度から 平成19年度	116
そ族昆虫駆除作業車賃借料（環境保全課）	平成18年度から 平成21年度	2,544
ショベルローダーフルメンテナンスリース業務委託（環境センター）	平成18年度から 平成21年度まで	3,032
複写機賃借料（福祉政策課）	平成18年度から 平成19年度まで	832
レーザープリンタ一式（健康推進課）	平成18年度から 平成19年度まで	226
児童館警備業務委託料（こども課）	平成18年度から 平成19年度まで	3,214
パソコン等リース料（こども課）	平成18年度から 平成21年度まで	924
コピー機リース料（こども課）	平成18年度から 平成20年度まで	1,197
保育業務管理システムリース及び管理運営委託料（こども課）	平成18年度から 平成21年度まで	4,832
機械警備業務委託料（こども課）	平成18年度から 平成19年度まで	9,098
カラーコピー賃借料（都市計画課）	平成18年度から 平成21年度まで	1,508

FAX複合機賃借料(都市計画課)	平成18年度から 平成21年度まで	464
OA機器賃借料(契約検査室)	平成18年度から 平成19年度まで	2,450
サーバー保守委託料(契約検査室)	平成18年度から 平成19年度まで	140
緑化センター機械警備業務(都市施設管理センター・公園管理室)	平成18年度から 平成19年度まで	1,200
電算端末一式(都市施設管理センター・市営住宅室)	平成18年度から 平成20年度まで	767
壺川市営住宅定期巡回及び集合監視装置警備業務委託(都市施設管理センター・市営住宅室)	平成18年度から 平成19年度まで	2,306
若狭外9市営住宅集合監視装置警備業務委託(都市施設管理センター・市営住宅室)	平成18年度から 平成19年度まで	4,114
連絡車両リース料(道路建設課)	平成18年度から 平成22年度まで	3,059
パソコン機器リース料(道路建設課)	平成18年度から 平成20年度まで	1,300
OA器機リース料(花とみどり課)	平成18年度から 平成19年度まで	2,800
ファックスリース料(花とみどり課)	平成18年度から 平成19年度まで	260
積算システムリース料(花とみどり課)	平成18年度から 平成19年度まで	1,400
久場川市営住宅建替事業(建築工事課)	平成18年度から 平成19年度まで	3,640,170
カラーレーザープリンターリース料(建築工事課)	平成18年度から 平成19年度まで	224
液晶デスクトップリース料(建築工事課)	平成18年度から 平成19年度まで	536
消防本部庁舎用地賃借料(消防本部総務課)	平成18年度から 平成22年度まで	39,650
メールカー用車両リース料(教委・総務課)	平成18年度から 平成21年度まで	1,409
銘苅小学校警備業務(施設管理課)	平成18年度から 平成22年度まで	4,410
防音維持費計算システムリース料(施設管理課)	平成18年度から 平成21年度まで	2,224
城東小学校校舎危険改築工事(施設管理課)	平成18年度	799,111
城東小学校校舎防音併行工事(施設管理課)	平成18年度	109,585
繁多川図書館複写機賃借料(中央図書館)	平成18年度から 平成20年度まで	900
小中学校保健室用パソコン一式賃貸借契約(学校教育課)	平成18年度から 平成22年度まで	11,280

銘苅小学校他2校教育用コンピュータリース料 (学校教育課)	平成18年度から 平成22年度まで	41,788
那霸市教育用ネットワーク通信回線契約(教育研究所)	平成18年度から 平成21年度まで	31,920
公民館他2課用OA器機の賃借契約(教育研究所)	平成18年度から 平成22年度まで	1,838
就学・学事支援システム事業(学務課)	平成18年度から 平成21年度まで	22,488
学校用備品台帳整備事業パソコンリース料(学務課)	平成18年度から 平成21年度まで	14,764
小学校複写機リース料(学務課)	平成18年度から 平成21年度まで	7,128
幼稚園複写機リース料(学務課)	平成18年度から 平成21年度まで	2,296
複写機賃借料(議会事務局)	平成18年度から 平成19年度まで	2,642

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 一般廃棄物処理事業	39,200	普通	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 債還方法は、元利均等、元金均等による。
2 道路整備事業	302,100	貸借		
3 都市計画事業	1,870,200	又は証券発行		
4 都市公園整備事業	591,800	証券発行		
5 市営住宅建設事業	191,000	(登録公債)		
6 消防施設整備事業	13,700			
7 教育施設整備事業	705,900			
8 減税補てん債	397,900			
9 臨時財政対策債	2,902,200			
計	7,014,000			

那覇市告示 第18号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成17年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成17年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成17年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,997,651 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 3
	3 小禄金城手数料	1
	5 真嘉比古島第一地区手数料	1
	6 壱川手数料	1
2 国庫支出金		1,277,000
	4 真嘉比古島第二国庫補助金	1,277,000
3 財産収入		225
	1 壱川財産運用収入	37
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	8
	4 小禄南財産運用収入	119
	5 真嘉比古島第二財産運用収入	61

4 繰入金		2,445,257
	1 総務管理繰入金	51,455
	3 真嘉比古島第一地区繰入金	7,713
	6 真嘉比古島第二繰入金	2,187,407
	8 小禄南繰入金	75,006
	9 基金繰入金	123,676
5 繰越金		10
	1 総務管理繰越金	1
	3 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	4 壺川繰越金	1
	5 小禄金城繰越金	1
	7 小禄南繰越金	2
	8 真嘉比古島第二繰越金	2
	9 仲井真繰越金	1
		6
6 諸収入	4 総務管理雑入	1
	8 真嘉比古島第二雑入	1
	9 小禄南雑入	1
	11 小禄金城延滞金、加算金及び過料	1
	12 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	13 壺川延滞金、加算金及び過料	1
		100,001
7 保留地処分金	3 小禄南保留地処分金	1
	4 真嘉比古島第二保留地処分金	100,000
		80,574
8 清算徴収金	3 小禄金城清算徴収金	1
	5 真嘉比古島第一地区清算徴収金	9,521
	6 壺川清算徴収金	17,776
	7 小禄南清算徴収金	53,276
		94,000
9 分担金及び負担金	4 真嘉比古島第二負担金	94,000

11 県支出金		575
	1 県委託金	575
歳 入 合 計		3,997,651

歳 出

款	項	金額
1 土地区画整理総務費		千円 51,279
	1 総務管理費	51,279
2 土地区画整理事業費		3,837,979
	1 真嘉比古島第一地区土 地区画整理費	8,031
	2 壱川土地区画整理費	16,525
	3 小禄金城土地区画整理 費	1
	4 真嘉比古島第二土地区 画整理費	3,658,810
	5 小禄南土地区画整理費	154,612
3 清算費		107,963
	3 小禄金城清算費	3
	4 真嘉比古島第一地区清 算費	9,523
	5 壱川清算費	17,778
	6 小禄南清算費	80,659
5 基金積立金		230
	1 壱川基金積立金	38
	2 小禄南基金積立金	120
	3 小禄金城基金積立金	1
	4 真嘉比古島第一地区基 金積立金	9
	5 真嘉比古島第二基金積 立金	62
6 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		3,997,651

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
総務管理費パソコン賃借 料(区画整理課)	平成18年度から 平成19年度まで	912
真嘉比古島第二土地区画 整理費複写機賃借料(真 嘉比古島区画整理事務 所)	平成18年度から 平成19年度まで	4,466

那覇市告示 第19号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成17年度の那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成17年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成17年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,718,680千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 8,594,206
	1 国民健康保険税	8,594,206
2 使用料及び手数料		9,700
	1 手数料	9,700
3 国庫支出金		14,055,791
	1 国庫負担金	8,950,963
	2 国庫補助金	5,104,828
4 療養給付費等交付金		3,600,874
	1 療養給付費等交付金	3,600,874

5 県支出金		1,421,150
	1 県補助金	1,256,288
	2 県負担金	164,862
6 共同事業交付金		607,585
	1 共同事業交付金	607,585
7 財産収入		515
	1 財産運用収入	515
8 繰入金		4,369,899
	1 他会計繰入金	3,799,899
	2 基金繰入金	570,000
9 繰越金		2
	1 繰越金	2
10 諸収入		58,958
	1 延滞金加算金及び過料	2,155
	2 預金利子	1
	3 雑入	56,802
歳 入 合 計		32,718,680

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 639,867
	1 総務管理費	467,474
	2 徴稅費	112,153
	3 運営協議会費	856
	4 収納率向上特別対策事業費	34,102
	5 医療費適正化特別対策事業費	25,282
2 保険給付費		20,080,232
	1 療養諸費	17,527,379
	2 高額療養費	2,230,951
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	294,900
	5 葬祭諸費	27,000
3 老人保健拠出金		8,614,339
	1 老人保健拠出金	8,614,339
4 介護納付金		1,963,648
	1 介護納付金	1,963,648

5 共同事業拠出金		661,699
	1 共同事業拠出金	661,699
6 保健事業費		124,620
	1 保健事業費	124,620
7 基金積立金		515
	1 基金積立金	515
8 諸支出金		31,352
	1 償還金及び還付加算金	31,351
	2 繰出金	1
9 繰上充用金		1
	1 繰上充用金	1
10 予備費		602,407
	1 予備費	602,407
歳 出 合 計		32,718,68

第2表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
複写機(本庁)賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	5,708
パソコン賃借料	平成18年度から 平成21年度まで	9,360

那覇市告示 第20号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成17年度那覇市老人保健特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成17年度那覇市老人保健特別会計予算

平成17年度那覇市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,070,811千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		14,409,499
	1 支払基金交付金	14,409,499
2 国庫支出金		6,440,869
	1 国庫負担金	6,440,869
3 県支出金		1,610,217
	1 県負担金	1,610,217
4 繰入金		1,610,218
	1 一般会計繰入金	1,610,218
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		7
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	4
歳 入 合 計		24,070,811

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 医療諸費		24,070,803
	1 医療諸費	24,070,803
2 諸支出金		8
	1 償還金	7
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		24,070,811

那霸市告示 第21号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那霸市議会定例会で議決された平成17年度那霸市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成17年度那霸市市街地再開発事業特別会計予算

平成17年度那霸市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ156,423千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 74,150
	1 国庫補助金	74,150
3 繰入金		39,672
	1 一般会計繰入金	39,672
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 市債		42,600
	1 市債	42,600
歳 入 合 計		156,423

歳 出

款	項	金額
2 都市再開発事業費		千円 156,106
	1 都市再開発事業費	156,106
3 公債費		317
	1 公債費	317
歳 出 合 計		156,423

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開発事業	千円 42,600	普通貸借又は証券発行 (登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	42,600			

那覇市告示 第22号
平成17年4月15日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成17年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成17年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成17年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,671,888千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 介護保険料		千円 2,642,416
	1 介護保険料	2,642,416
2 使用料及び手数料		1,501
	1 手数料	1,501
3 国庫支出金		3,563,356
	1 国庫負担金	2,807,668
	2 国庫補助金	755,688
4 支払基金交付金		4,492,268
	1 支払基金交付金	4,492,268
5 県支出金		1,754,794
	1 県負担金	1,754,792
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	1
6 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
7 繰入金		2,217,144
	1 他会計繰入金	2,217,143
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		405
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑入	403
10 市債		1
	1 市債	1
歳 入 合 計		14,671,888

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 466,081
	1 総務管理費	238,805
	2 徴収費	33,344
	3 介護認定審査会費	193,932
2 保険給付費		14,038,335
	1 介護サービス等諸費	13,296,533
	2 支援サービス等諸費	721,252
	3 その他諸費	20,550

3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 予備費		1
	1 予備費	1
6 諸支出金		4,052
	1 償還金及び還付加算金	4,051
	2 繰出金	1
7 公債費		163,417
	1 公債費	163,417
歳 出 合 計		14,671,888

第2表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
複写機賃借料	平成18年度から 平成19年度まで	656
プリンター賃借料	平成18年度から 平成19年度まで	882

水道局告示

那霸市水道局告示第6号
平成17年3月24日
掲示済

那霸市水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那霸市水道局指定給水装置工事事業者規程第10条1項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那霸市水道事業管理者
水道局長 高嶺 晃

那霸市水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
310	伸山建設 株式会社	浦添市 安波茶3丁目7番6号	山城 明敵	平成16年 10月26日
311	光電気工事株式会社	那霸市 字大道78番地の7	金城 稔	平成16年 11月11日
312	有限会社 ユウキ建設	那霸市首里 大名町3丁目62番地	小橋川 裕	平成16年 12月17日
313	有限会社 沖水	具志川市 字赤道60番地の1	西里 剛	平成16年 12月20日
314	政設備工業	浦添市 字前田449番地	親富祖 政市	平成16年 12月20日
315	有限会社 大城水道工事社	沖縄市 松本1丁目29番1号	大城 孟	平成17年 1月19日
317	株式会社 流金	那霸市 泊2丁目29番地1	高宮 康次	平成17年 1月25日
318	有限会社 大友設備	沖縄市 字登川2989番地	大城 勇一郎	平成17年 1月25日

319	有限会社マルヒサ開発	豊見城市 字真玉橋141番地	津嘉山 久	平成17年 1月27日
320	ヨギ設備	那覇市 与儀2丁目22番8号	城間 武夫	平成17年 2月2日
321	有限会社 クボタ設備工業	北中城村 字島袋1526番地1	久保田 昇	平成17年 3月9日
322	盛設備	佐敷町 字津波古171番地	大城 盛信	平成17年 3月15日

那覇市水道局告示第7号
平成17年 3月30日
掲示 濟

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成17年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成17年度那覇市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	143,196戸
(2)年間総配水量	40,150,000m ³
(3)一日平均配水量	110,000m ³
(4)主要な建設改良事業	
那覇市上下水道局庁舎新築工事	事業費 1,057,962千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	8,389,208千円
第1項 営業収益	8,291,452千円
第2項 営業外収益	57,116千円
第3項 特別利益	40,640千円

支 出

第1款 水道事業費用	8,132,496 千円
第1項 営業費用	7,631,778 千円
第2項 営業外費用	472,388 千円
第3項 特別損失	8,330 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,799,418 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 64,999 千円、減債積立金 492,106 千円、建設改良積立金 490,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 752,313 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	347,902 千円
第1項 補助金	169,250 千円
第2項 出資金	19,058 千円
第3項 固定資産売却代金	9,360 千円
第4項 その他資本収入	150,234 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,147,320 千円
第1項 建設改良費	1,650,213 千円
第2項 企業債償還金	492,106 千円
第3項 その他資本的支出	1 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設 改良費	那覇市上下水道 局庁舎新築工事	1,880,239千円	17年度 18年度	1,057,962千円 822,277千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	平成 17 年度から平成 20 年度まで	20,859千円
配水池機械警備業務委託	平成 17 年度から平成 20 年度まで	5,141千円
集中監視センター建設工事	平成 17 年度から平成 18 年度まで	平成 18 年度 那覇市水道 事業会計予 算において 計上する額

庁舎駐車場整理及び電話受付業務委託	平成17年度から平成18年度まで	11,304千円
水質検査業務委託	平成17年度から平成18年度まで	5,885千円
土日祝祭日の水質検査業務委託	平成17年度から平成18年度まで	3,901千円
庁舎維持管理業務委託	平成17年度から平成18年度まで	13,554千円
配水施設維持管理業務委託	平成17年度から平成18年度まで	45,086千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,286,517千円
(2) 交際費 256千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、37,500千円と定める。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第2号

平成17年4月1日

掲示済

水道メーター開閉栓業務等委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）33条の2の規定に基づき、次とおり委託したので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高嶺 晃

受託者氏名	那覇市管工事協同組合 理事長 久高 将英
住所	那覇市寄宮3丁目17番22号
委託期間	自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日
委託内容	水道メーターの開閉栓、臨時検針、徴収業務、 給水停止予告通知書配付等
履行場所	那覇市上下水道事業の管理に属する水道メーターの設置場所

那覇市上下水道局告示第3号

平成 17 年 4 月 1 日
掲 示 漢

水道メーター検針業務等委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）33条の2の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高嶺 晃

受託者氏名	那覇市管工事協同組合 理事長 久高 将英
住所	那覇市寄宮3丁目17番22号
委託期間	自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日
委託内容	水道メーターの検針業務等
履行場所	那覇市上下水道事業の管理に属する水道メーターの設置場所

3号の2

那覇市上下水道局告示第4号

平成 17 年 4 月 15 日

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会で議決された平成17年度那覇市下水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成17年度那霸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	78,860戸
(2) 年間総処理水量	33,670,520m ³
(3) 一日平均処理水量	92,248m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,947,658千円
第1項 営業収益	3,372,873千円
第2項 営業外収益	574,783千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,781,410千円
第1項 営業費用	2,904,666千円
第2項 営業外費用	856,383千円
第3項 特別損失	10,361千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 735,967千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,592千円、下水道事業特別会計からの引継金 504,605千円及び当年度分損益勘定留保資金 192,770千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,337,502千円
第1項 企業債	693,700千円
第2項 補助金	861,000千円
第3項 出資金	775,657千円
第4項 その他資本収入	7,145千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,073,469千円
第1項 建設改良費	2,010,176千円
第2項 企業債償還金	1,053,293千円
第3項 投資	5,000千円
第4項 予備費	5,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 770,625 千円及び 327,902 千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	516,600	普通貸借又は 証券発行 (登録公債)	年 8 % 以内	償還期間は、据置期間 を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利金等、 元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であつ ても繰上償還し、償還年 限を変更し、又は借り換 えることができる。
流域下水道事業	177,100			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	457,674 千円
(2) 交際費	86 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、622 千円と定める。

病院告示

那覇市病院告示第1号
平成17年4月1日
掲示済

那覇市病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、那覇市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり指定する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫

種別	指定した者	取扱店舗
出納取扱金融機関	株式会社 琉球銀行	本店、支店及び出張所

昭和55年告示第51号は、廃止する。

那覇市病院告示第2号
平成17年4月1日
掲示済

那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について

医事業務に委託に伴う収納事務について地方公営企業法施行令第26条の4第1項により告示する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫

1 委託業務の名称

那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務

2 受託者の住所 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

3 受託者の名称 株式会社 ニチイ学館

4 受託期間 自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日

那覇市病院告示第3号
平成17年4月1日
掲示済

那覇市立病院医事業務委託に伴う徴収または収納事務について

医事業務に委託に伴う収納事務について地方公営企業法施行令第26条の4第1項により告示する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫

1 委託業務の名称

那覇市立病院医事業務委託に伴う徴収または収納事務

2 受託者の住所 沖縄県宜野湾市普天間1丁目10番8号

3 受託者の名称 有限会社 ベストコレクト

4 受託期間 自 平成17年4月1日

至 平成18年3月31日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第10号
平成17年3月29日
公 布 濟

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城洋子

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「学年を」の次に「分けて」を、同項に次のただし書きを加える。
ただし、この規定によりがたいときは、校長は、教育委員会の承認を得て、第1学期の終業日と第2学期の始業日を変更することができる。
第3条第2項中「次のとおりとする」を「次の各号の期間で、校長が教育上必要があると認め、教育委員会の承認を得た日とする」に、同項第2号中「7月18日から8月24日まで」を「7月18日から8月31日までの間において40日以内の期間」に、同項第3号中「10月の第2月曜日の直前の金曜日から10月の第2月曜日の直後の水曜日まで」を「10月の第2月曜日の直前の金曜日から11月5日までの間において6日以内の期間」に、同項第4号中「12月26日から翌年1月4日まで」を「12月26日から翌年1月5日までの間において11日以内の期間」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
3 前項第2号から第4号までに規定する日の合計は、40日以上53日以内とするものとする。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第11号
平成17年3月29日
公 布 濟

那覇市立幼稚園2年保育モデル事業評価委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城洋子

那霸市立幼稚園2年保育モデル事業評価委員会規則を廃止する規則

那霸市立幼稚園2年保育モデル事業評価委員会規則(平成15年那霸市教育委員会規則第13号)は廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市教育委員会規則第12号
平成17年3月29日
公 布 済

那霸市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市教育委員会
委員長 新城洋子

那霸市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那霸市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那霸市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、室、班及び係」を「及び室」に改め、同条の表を次のように改める。

部	課及び室	室
生涯学習部	総務課	
	生涯学習課	健全育成室
	市民スポーツ課	
	文化財課	
	施設管理課	
学校教育部	学校教育課	
	やる気・元気サポート室	
	学務課	
	学校給食室	

第6条の次に次の1条を加える。

(グループ制)

第6条の2 課の長は、必要に応じ課にグループを置くことができる。

- 2 前項のグループにグループリーダーを置く。
- 3 前項のグループリーダーは、課の長が指名する。
- 4 グループリーダーは、当該業務に従事する職員を指揮監督する。

第8条の表中「社会教育・スポーツ課」を「生涯学習課」に改める。

社会教育・スポーツ課 生涯学習課

」 「

第9条の表を次のように改める。

公の施設の名称	所管する部、課等	
	部	課及び室
那覇市立森の家みんみん	生涯学習部	生涯学習課
那覇市民体育館		市民スポーツ課
那覇市民首里石嶺プール		
漫湖公園市民庭球場		
那覇新都心多目的広場		
タマウドウン 玉陵		文化財課
識名園		

第10条を次のように改める

第10条 削除

第12条の表を次のように改める。

附属機関の名称	庶務担当課
那覇市立学校適正規模等審議会	総務課
那覇市生涯学習推進協議会	生涯学習課
社会教育委員	
那覇市青少年問題協議会	
那覇市スポーツ振興審議会	市民スポーツ課
那覇市文化財調査審議会	文化財課
那覇市立図書館協議会	中央図書館
那覇市立壺屋焼物博物館協議会	壺屋焼物博物館
那覇市就学指導委員会	学校教育課
那覇市立学校結核対策委員会	
那覇市立教育研究所運営審議会	教育研究所

第11条の見出し中「分掌事務」の次に「等」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 グループ制については第6条の2の規定を、臨時等組織については第7条の規定を準用する。

第15条第1項の表中「係又は
室 係長又は
室長」を「室 室長」に改める。

第16条第2項中「並びに係の所管する事務」を削る。

第17条第1項の表中

「図書館
青少年センター」を「図書館
青少年センター」に改め、

図書館	館長
	係長
青少年センター	分館長
	所長
	係長

図書館	館長
	分館長
青少年センター	所長
	係長

同条第2項の表中「運転手」を「主任運転手
運転手」に改め、

運転手	主任運転手 運転手
---	---

」

同項同表学校給食センターの部ボイラー技士の項を削る。

第18条中「並びに係の所管する事務」を削る。

第19条第1項の表中

「を「」に

係長相当	主任主事及び 主事相当	主査相当	主任主事及び 主事相当
係長	主任主事	主査	主任主事
室長（健全育成室の室長）	主事 教育相談員	室長（健全育成室の室長）	主事 教育相談員
主査	教諭	副所長	教諭
副所長	司書	館長（中央公民館を除く公民館の館長）	司書
館長（中央公民館を除く公民館の館長）	学芸員 公民館主事	分館長	学芸員 公民館主事
分館長	専門員	指導主事	専門員
指導主事	用務員	社会教育主事	用務員
社会教育主事		主任教諭	
主任教諭		主任学芸員	
主任学芸員		主任専門員	
主任専門員			
係長	主任技師	技査	主任技師
技査	技師	調理技査	技師
調理技査	主任調理員 調理員 運転手 ボイラー技士 栄養士		主任調理員 調理員 主任運転手 運転手 栄養士

」

改め、同条第2項中「、館及び係」を「及び館」に改める。

別表第1社会教育・スポーツ課の項を次のように改める。

生涯学習課	1 生涯学習の推進に係る企画、調査及び総合調整に関する事務。 2 生涯学習の推進に係る広報、啓発活動及び関連事業に関する事務。 3 生涯学習関連のデータバンクの整備及び提供に関する事務。 4 学校開放の総合的推進に関する事務。 5 生涯学習推進協議会に関する事務。 6 社会教育に関する企画、調査及び総合調整に関する事務。 7 社会教育施設の設置及び廃止に関する事務。 8 チルドレンズミュージアムに関する事務。 9 社会教育関係団体の育成及び指導助言に関する事務。 10 社会教育実習に関する事務。
-------	---

	11 育英事業に関すること。 12 社会教育委員に関すること。 13 社会教育指導員に関すること。 14 市民文化に関すること。 15 ユネスコ活動に関すること。 16 社会教育関係職員の研修に関すること。 17 青少年問題及び青少年の健全育成に関する企画、調査及び研究に関すること。 18 青少年施設の設置、管理及び廃止に関すること。 19 青少年関係団体等との連絡調整に関すること。 20 青少年団体の育成及び指導助言に関すること。 21 青少年問題協議会に関すること。 22 所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関すること。 23 所管する公の施設等の管理運営に関すること。 24 課内庶務に関すること。
市民スポーツ課	1 社会体育に関する企画、調査及び研究に関すること。 2 社会体育施設の設置、管理及び廃止に関すること。 3 スポーツ振興審議会に関すること。 4 体育指導委員に関すること。 5 社会体育関係団体の育成及び指導助言に関すること。 6 レクリエーションに関すること。 7 学校体育施設の開放に関すること。 8 所管する公の施設等の管理運営に関すること。 9 課内庶務に関すること。

別表第1学校教育課の項中第9号を次のように改める。

9 幼稚園の制度に関すること。

別表第1やる気・元気サポート室の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関すること。

別表第2中央公民館の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2の表中「」を「」に、

久茂地公民館
小禄南公民館
首里公民館
若狭公民館
石嶺公民館

久茂地公民館
小禄南公民館
首里公民館
若狭公民館
石嶺公民館
繁多川公民館

久茂地公民館小禄南公民館首里公民館若狭公民館石嶺公民館の項第3号中「にすること」を「を図ること」に、「」を「」に、

久茂地図書館
小禄南図書館
首里図書館
若狭図書館
石嶺図書館

久茂地図書館
小禄南図書館
首里図書館
若狭図書館
石嶺図書館
繁多川図書館

」 」

久茂地図書館小禄南図書館首里図書館若狭図書館石嶺図書館の項第8号中「若狭図書館」を「若狭、繁多川図書館」に改める。

別表第2学校給食センターの項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

8 学校給食センター全般の庶務に関すること。(小禄学校給食センター)

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第13号
平成17年3月29日
公 布 濟

那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城洋子

那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会公印規則(平成10年那覇市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「社会教育・スポーツ課長」を「市民スポーツ課長」に改める。

社会教育・スポーツ課長
社会教育・スポーツ課

市民スポーツ課長
市民スポーツ課

第6号様式及び第7号様式中「係長 係」を「主査等 担当」に改め

係長	係
主査等	担当

る。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第14号
平成17年3月29日
公 布 濟

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城洋子

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成5年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「当該週休日に最も近い休日でない正規の勤務時間の割り振られている日」を「所属長が割り振る日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休息時間及び休憩時間
市民スポーツ課に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 早番 8時30分から17時まで 遅番 13時から21時30分まで 早番又は遅番は、課長の定める割振り勤務とする。	早番 11時から14時までの間で課長の定める15分は休息時間とし、45分は休憩時間とする。 遅番 16時から19時までの間で課長の定める15分は休息時間とし、45分は休憩時間とする。
小学校、中学校及び幼稚園に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時15分から16時45分まで	11時から14時までの間で校長又は園長の定める15分は休息時間とし、45分は休憩時間とする。
図書館及び博物館に勤務する職員	(1) 月曜日 (2) 4週につき4日館長が指定する日	1週38時間45分とし、館長の定める割振り勤務とする。	11時から14時までの間で館長の定める15分は休息時間とし、45分は休憩時間とする。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

那霸市教育委員会訓令第1号
平成17年3月29日
公 布 濟

那霸市教育委員会職員服務規程及び那霸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市教育委員会
委員長 新城洋子

那霸市教育委員会職員服務規程及び那霸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

(那霸市教育委員会職員服務規程の一部改正)

第1条 那霸市教育委員会職員服務規程（平成3年那霸市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条第1項第1号関係）

課長	主査等	担当	年次休暇願		
			願出	年 月 日	
			所 属	部 課	
次のとおり、年次休暇行使したいので届けます。					
職名	氏 名	期 間			理由
		自 年 月 日 時 分	至 年 月 日 時 分	日 時間	
		自 年 月 日 時 分	至 年 月 日 時 分	日 時間	
		自 年 月 日 時 分	至 年 月 日 時 分	日 時間	
		自 年 月 日 時 分	至 年 月 日 時 分	日 時間	
		自 年 月 日 時 分	至 年 月 日 時 分	日 時間	

		自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	日 時間	
		自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	日 時間	
		自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	日 時間	

第2号様式中「」を「」に、

係長	係	主査等	担当
----	---	-----	----

「」を「」に改める。

部	課	係	部	課
---	---	---	---	---

第2号様式の2中「」を「」に改める。

係長	係	主査等	担当
----	---	-----	----

第2号様式の3中「」を「」に、

係長	係	主査等	担当
----	---	-----	----

「」を

決裁欄					
教育長	部長	副部長	課長	係長	係

「」を

決裁欄					
教育長	部長	副部長	課長	主査等	担当

「」を「」に改める。

係長・係印	主査等・担当印
-------	---------

第3号様式中「」を「」に、

係長	係	主査等	担当
----	---	-----	----

「」を「」に改める。

所属	課	係	所属	課
----	---	---	----	---

第4号様式中「」を「」に改める。

所属	課	係	所属	課
----	---	---	----	---

第5号様式中「」を「」に、

係長	係	主査等	担当
----	---	-----	----

「**所属課係**」を「**所属課**」に改める。

第6号様式及び第7号様式中「**所属課係**」を

「**所属課**」に改める。

第8号様式及び第9号様式中「**係長係**」を「**主査等担当**」に、

「**所属課係**」を「**所属課**」に改める。

(那霸市立学校職員服務規程の一部改正)

第2条 那霸市立学校職員服務規程（平成3年那霸市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式まで、第5号様式から第7号様式まで、第9号様式、第10号様式から第22号様式までの様式中「(B5縦長)」を削る。

第22号様式の2中「**係長係員**」を「**主査等担当**」に、

「**係長印係員印**」を「**主査等印担当印**」に改め、「(B5縦長)」

を削る。

第22号様式の3及び第23号様式から第25号様式までの様式中「(B5縦長)」を削る。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那霸市教育委員会教育長訓令第4号

平成17年3月31日
施 行 濟

那霸市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市教育委員会
教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程（平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「係長」を「主査等」に、「係長相当」を「主査相当」に改める。

第4条第2項中「、別表第4及び別表第5」を「及び別表第4」に改める。

第6条第3項を削る。

第9条を削る。

第8条第3項中「主務の係長」を「当該業務のグループリーダー」に改め、ただし書きを削り、同条第4項を次のように改める。

4 グループリーダーが専決する事項について、専決者が不在のときは、課長の指名する当該グループの主幹若しくは技幹又は主査若しくは技査が代決する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条に次の1条を加える。

（グループリーダーへの専決権の委譲）

第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、課長の専決事項について、別表第5により規則第6条の2第2項のグループリーダー（主幹、技幹、主査及び技査に限る。以下同じ。）に専決権を委譲することができる。

2 主幹又は技幹（部長が指定する者に限る。）は、前条第2項による主幹又は技幹の専決事項について、別表第5により規則第6条の2第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。

第10条中「第8条」を「前条」に改め、「又は前条第3項から第5項まで」を削る。

第11条中「第7条、第8条」を「第8条又は第9条」に改め、「又は第9条第3項から第5項まで」を削る。

別表第1中「係長」を「主査等」に改める。

別表第2、別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

共通決裁事項

事項	区分	決裁者	
人事に関する事項	市費負担職員（臨時職員を含む。以下同じ。）の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務の免除で生涯学習部長があらかじめその範囲等を示して指定するもの並びに県費負担教職員の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年沖縄県条例（昭和47年沖縄県条例第43号）に規定する休暇及び職務専念義務の免除の承認に関すること。	部長	教育長
	副部長	部長	
	課長	副部長	
	主幹・技幹・主査等以下（学校に勤務する職員の内校長の3日以内及びその他の職員の7日以内）	課長	

	非常勤職員(那覇市教育委員会非常勤職員要綱の適用がある者をいう。以下同じ。)の休暇に関すること。	課長	
職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	部長・副部長	部長	
	課長	副部長	
	主幹・技幹・主査等以下	課長	
市費負担職員の国内出張命令に関すること。	部長	教育長	
	副部長	部長	
	課長	副部長	
	主幹・技幹・主査等以下	課長	
市費負担職員の国外出張命令に関すること。	部長	教育長	
	副部長以下	部長	
県費負担教職員の出張命令に関すること	校長の3日以内の県内及び校長以外の職員の7日以内	課長	
	附属機関の委員等の国内出張依頼に関すること。	課長	
財産に関する事項	物品購入の契約に関すること	500万円以上 3,000万円未満	教育長
		150万円以上 500万円未満	部長
		50万円以上 150万円未満	副部長
		50万円未満	課長
	教育財産の目的外使用に関すること。	重要	副部長
		軽易	課長
	教育財産の用途変更又は用途廃止に関すること。		教育長
	物品の貸付けに関すること。		課長
	不動産、動産等の借入れに関すること。	1,000万円以上	教育長
		500万円以上 1,000万円未満	部長
		100万円以上 500万円未満	副部長
		100万円未満	課長
工事に関する事項	工事用資材の購入、物件の修繕及び賃貸借又は不用品の処分に関すること。	重要	副部長
		軽易	課長
		1,000万円以上	教育長
		500万円以上 1,000万円未満	部長
		150万円以上 500万円未満	副部長
		150万円未満	課長
	測量及び調査のための土地立入りに関すること。		課長
	設計額1件1億円以上及び国、県補助事業に係る工事設計図書の承認に関すること。		副部長

予算�理に関する事項	設計額1件1億円未満の工事設計図書(国、県補助事業に係る工事設計図書を除く。)の承認に関すること。	課長
	測量、調査及び設計等の委託設計図書の承認に関すること。	100万円以上
		100万円未満
	測量、調査及び設計等の委託契約の検査及び検査報告に関すること。	100万円以上
		100万円未満
	工事請負契約の締結に関すること。(予定価格の設定を含む。)	課長
	測量、調査及び設計等の委託契約に関すること。	課長
	工事の一部委任又は一部下請負の承認に関すること。	課長
	工事検査及び検査報告に関すること。	副部長
	工事設計書の精査に関すること。	副部長
	測量、調査及び設計等の委託設計図書の精査に関すること。	副部長
	検査員の任命に関すること。	副部長
	歳入歳出外現金の收支命令に関すること。	課長
	歳入の調定、納付又は納入の通知に関すること。	課長
情報公開等に関する事項	歳入の過誤納金の還付及び充当に関すること。	課長
	収入の更正決定に関すること。	課長
	歳入に係る納期限の延長又は分納に関すること。	課長
	使用料に係る減免に関すること。(減免事由の明確なものに限る。)	課長
	食料費に関すること。	課長
	支出負担行為及び支出命令に関すること。	課長
	委託契約に関すること。	1,000万円以上
		500万円以上
		1,000万円未満
		100万円以上
		500万円未満
		100万円未満
	不納欠損処分に関すること。	部長
	学校割り当て予算に関すること。	課長
	予算の流用に関すること。	500万円以上
		300万円以上
		500万円未満
		300万円未満
情報公開等に関する事項	那覇市情報公開条例に基づく公文書の公開又は非公開の決定及び決定期間の延長に関すること。	課長
	那覇市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示、非開示、訂正、削除又は中止の決定及び決定期間の延長に関すること。	課長
	各種行事等の共催及び後援等の承認に関すること。	重要
		軽易

別表第3(第4条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者	
総務課	文書の保存及び保存文書の廃棄に関すること。	課長	
	公印の印影印刷に関すること。	課長	
	事務改善の推進に関すること。	課長	
	別表第2の共通決裁事項以外の職員 (幼稚園教諭を除く。)の休暇及び職務専念義務の免除の承認に関するこ と。	部長 副部長 課長・主幹・技 幹 主査等以下	教育長 部長 副部長 課長
	職員(幼稚園教諭を除く。)の休暇及 び職務専念義務の免除の不承認に関 すること。	部長 副部長以下	教育長 部長
	職員(幼稚園教諭を除く。)の組合休暇に関するこ と。	部長	
	職員(幼稚園教諭を除く。)の心身の 故障による休職に関するこ と。	部長 副部長以下	教育長 部長
	職員(幼稚園教諭を除く。)の専従休職に関するこ と。	部長	
	職員(幼稚園教諭を除く。)の育児休業に関するこ と。	課長	
	臨時職員及び非常勤職員の採用及び辞職の承認に関するこ と。(幼稚園教諭を除く。)	課長	
非常勤職の設置、廃止及び変更に関するこ と。	部長		
職員(幼稚園教諭を除く。)の営利企 業等の従事許可に関するこ と。	部長 副部長・課長・ 主幹・技幹・主 査等以下	教育長 部長 課長	
職員(幼稚園教諭を除く。)の住所、氏名、資格その他 履歴書に記録された事項の変更届出に関するこ と。	課長		
被服の貸与に関するこ と。	課長		
職員(幼稚園教諭を除く。)の公務災 害に関するこ と。	公務災害の認定 手続に関するこ と。 その他の事項に 関すること。	部長 課長	
臨時職員及び非常勤職員の公務災害 に関するこ と。(幼稚園教諭を除く。)	療養補償費の決 定等に関するこ と。 公務災害認定手 続等に関するこ と。 その他の事項に 関すること。	教育長 部長 課長	

	職員の研修に関すること。	年間計画の決定に関すること。	教育長	
		管理・監督者の研修実施に関すること。	部長	
		その他の職員の研修に関すること。	課長	
委託研修(人事課が所管するものを含む。)に関すること。		課長		
職員の復職時の調整に関すること。		課長		
給与の決定調整に関すること。		課長		
普通昇給に関すること。		課長		
職員の手当受給資格の認定に関すること。		主幹		
職員に係る諸証明に関すること。		主幹		
臨時職員及び非常勤職員の社会保険(公務災害補償を除く。)及び厚生に関すること。		主幹		
職員の福利厚生に関すること。		課長		
各部門における事務事業の総合調整に関すること。	重要	部長		
	軽易	課長		
教育要覧等の定期刊行物の発行に関すること。		課長		
教育費調査に関すること。		課長		
財政関係報告書に関すること。		課長		
公有財産報告書及び重要物品報告書に関すること。		課長		
生涯学習課	交際費に関すること。	10万円以上	部長	
		10万円未満	課長	
	行事の企画、運営及び実施に関すること。	重要	部長	
		軽易	課長	
	各種団体の講師あっせんに関すること。	課長		
市民スポーツ課	森の家みんなの使用許可及びその取消しに関すること。		課長	
	行事の企画、運営及び実施に関すること。	重要	部長	
		軽易	課長	
	体育施設の使用許可及びその取消しに関すること。	課長		
	学校体育施設の使用許可及びその取消しに関すること。	課長		
	社会体育及びスポーツ振興に係る事項の処理に関すること。	重要	部長	
		軽易	課長	
各種スポーツ教室の企画及び実施に関すること。		課長		
文化財課	行事の企画、運営及び実施に関すること。	重要	部長	
		軽易	課長	
	文化財保護に係る事項の処理に関すること。	重要	部長	
		軽易	課長	
	タマウドゥン 玉陵及び識名園区域内における商行為等の許可に関すること。		部長	
		軽易	課長	

施設管理課	学校修繕業者の選定及び登録に関すること。	選定基準に関すること。	教育長
		その他の事項に関すること。	課長
	工事及び設計等委託業務の推捲状況報告に関すること。	課長	課長
	市有物件(車両を除く。)の災害共済に関すること。	課長	課長
	非常勤環境整備員に関すること。	課長	課長
	施設台帳の整理及び管理に関すること。	課長	課長
	防音事業関連維持費助成金に関すること。	交付申請	部長
		その他	課長
	借用校地の購入計画及び調整に関すること。	課長	課長
	学校用地地主会との連絡調整に関すること。	課長	課長
	別表第2の共通決裁事項に掲げる教育財産の目的外使用許可のうち学校施設に係るもの	重要	副部長
		軽易	課長
	学校教育上の指導及び助言の実施に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
	教育課程の届出及び教育計画の報告の処理に関すること。	課長	課長
	校外行事の承認に関すること。	課長	課長
	校長連絡会、教頭連絡会及び園長連絡会に関すること。	課長	課長
	教職員の研修に関すること。	年間計画の決定に関すること。	教育長
		重要	部長
		軽易	課長
	指導主事間の連絡調整に関すること。	課長	課長
	県費負担教職員に係る沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)に規定する休暇の承認に関すること。	校長の3日を超える休暇の承認	部長
		校長以外の職員の7日を超える休暇の承認	課長
	別表第2の共通決裁事項以外の市費負担職員の有給休暇及び職務専念義務の免除の承認のうち、幼稚園教諭に関すること。(ただし、7日を超えるもの)	課長	課長
	県費負担教職員に係る育児休業内申に関すること。	課長	課長
	県費負担教職員に係る休職及び復職内申に関すること。	校長・教頭	部長
		その他の職員	課長
	県費負担教職員の履歴事項の変更に関すること。	課長	課長
	県費負担教職員の昇給内申に関すること。	課長	課長
	県費負担教職員の研修計画及び実施に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
	幼稚園教諭に係る育児休業に関すること。	課長	課長
	幼稚園教諭に係る心身の故障による休職の承認に関すること。	部長	部長
	県費負担教職員に係る臨時的任用の内申に関すること。	課長	課長

	幼稚園教諭の住所、氏名、資格その他の履歴事項の変更届出に関すること。	課長	
	県費負担教職員の出張のうち、校長の県外及び3日を超える県内出張並びにその他の職員の7日を超える出張の承認に関すること。	課長	
	学校の環境衛生及び保健衛生の調査に関すること。	課長	
	児童及び生徒の災害事故及び伝染病の報告に関すること。	課長	
	学校保健及び学校衛生に係る事項の処理に関すること。	重要 課長 軽易	
	日本体育・学校健康センターに係る事項の処理に関すること。	重要 部長 軽易	
	やる気・元気サポート室	不登校に係る事項の処理に関するこ と。	重要 部長 軽易 課長
	学務課	就学義務の猶予及び免除に関するこ と。 学齢児童、生徒の就学事務及び出席督促に関するこ と。 学齢簿の編製及び保管に関するこ と。 学校基本調査に係る報告に関するこ と。 要保護及び準要保護児童生徒の認定に関するこ と。	課長 課長 課長 課長 課長
	学校給食室	学校給食に係る事項の処理に関するこ と。	重要 部長 軽易 課長

別表第4（第4条関係）

教育機関個別決裁事項

所属	事項	決裁者
中央公民館	施設の使用許可及びその取消しに関するこ と。	課長
	各種学級及び講座等の企画運営に関するこ と。	課長
	各種の団体、機関等の連絡・調整、資料の収集、作成及 び配布に関するこ と。	課長
	各種団体の講師あっせんに関するこ と。	課長
久茂地公民館	臨時職員及び非常勤職員(館長を除く。)の休暇の承認に に関するこ と。	主査等
小禄南公民館	教育費雑入に係る歳入の調定、納付又 は納入の通知に関するこ と。	2万円以上 課長
		2万円未満 主査等
首里公民館	委託契約に関するこ と。	30万円以上 100 万円未満 課長
		30万円未満 主査等
若狭公民館	物品の購入に関するこ と。	30万円以上 50 万円未満 課長
		30万円未満 主査等
		30万円未満 主査等
石嶺公民館	支出負担行為及び支出命令に関するこ と。	30万円以上 課長
		30万円未満 主査等
繁多川公民館	施設の使用許可及びその取消しに関するこ と。	30万円以上 課長
		30万円未満 主査等
	各種学級及び講座等の企画運営に関するこ と。	主査等

	各種の団体、機関等の連絡・調整、資料の収集、作成及び配布に関すること。	主査等
	各種団体の講師あっせんに関すること。	主査等
図書館	分館の臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関すること。	主査等
	図書館協議会に関すること。	課長
	移動図書館に関すること。	課長
	定例行事の企画・実施に関すること。	課長
	館報等に関すること。	課長
	資料の寄贈依頼及び礼状に関すること。	重要 軽易
	那覇市立視聴覚ライブラリーに関すること。	課長
壱屋博物館	施設の使用許可に関すること。	課長
	博物館協議会に関すること。	課長
	展覧会、講演会、講習会等の企画、運営及び実施に関すること。	重要 軽易
	博物館関係団体との調整並びに資料の収集、作成及び配布に関すること。	課長
	資料の寄託受入れ及び返却に関すること。	課長
	資料の貸出しに関すること。	重要 軽易
	館報等に関すること。	課長
教育研究所	教職員の研修計画に関すること。	課長
	入所研究員、研究協力員及び研究協力校の指導に関すること。	課長
	研究紀要等の刊行に関すること。	課長
	教育関係図書及び研究資料の保存、閲覧及び貸出しに関すること。	課長
	教育研究所運営審議会に関すること。	課長
青少年センター	青少年指導員連絡会及び研修に関すること。	課長
	街頭指導に関すること。	課長
	青少年相談及び継続指導に関すること。	課長
学校給食センター	学校給食センター運営委員会に関すること。	課長
	献立作成に関すること。	課長
	学校給食用物資の調達に関すること。	課長
	学校給食費の予算・決算に関すること。	課長
	学校給食用物資の代金の支払に関すること。	課長
	学校給食費の保管に関すること。	課長
	学校給食の中止又は停止に関すること。	重要 軽易
	臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関すること。	主査等
	委託契約に関すること。	30万円以上 100万円未満 30万円未満
	物品の購入に関すること。	30万円以上 50万円未満
		課長

		30万円未満	主査等
	支出負担行為及び支出命令に関するこ と。	30万円以上	課長
		30万円未満	主査等
学校	文書の保存及び保存文書の廃棄に関するこ と。		課長

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5(第7条関係)

グループリーダーへの専決権委譲の目安

区分	目安
グループリーダー が主幹・技幹の場合	別表第1の課長決裁基準並びに別表第2(人事に関する事項 を除く。)及び別表第3の課長の決裁者区分に準ずる。
グループリーダー が主査・技査の場合	別表第1の主査等決裁基準及び別表第4の主査等の決裁者区 分に準ずる。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第5号

平成17年3月31日

施 行 濟

那覇市教育委員会職員研修規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会職員研修規程等の一部を改正する訓令

(那覇市教育委員会職員研修規程の一部改正)

第1条 那覇市教育委員会職員研修規程(昭和63年那覇市教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「係長」を「主査」に改める。

(那覇市教育委員会庁舎管理規程の一部改正)

第2条 那覇市教育委員会庁舎管理規程(昭和51年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「係長 を「主査等 に、「係 を「担当 に改
める。」

(那覇市教育委員会車両管理規程の一部改正)

第3条 那覇市教育委員会車両管理規程(平成12年那覇市教育委員会教育長訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第2号様式、第3号様式及び第4号様式中「

を

係長

係

」

「に改める。

主査等 担当

」

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示**那覇市選挙管理委員会告示第1号**

平成17年4月4日

掲示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

- 1 登録抹消者 金城 孝也 他796名
- 2 登録抹消者リスト 選挙管理委員会にて保管
- 3 登録抹消条件 平成16年11月1日から同年11月30日までに転出した者
及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 797名（男 444名 女 353名）

那覇市選挙管理委員会告示第2号

平成17年4月4日

掲示 済

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

氏名	生年月日	抹消年月日	抹消の理由
具志堅 興常	昭和15年12月1日	平成17年 4月4日	登録の際に登録 されるべきでな かつた

那覇市選挙管理委員会告示第3号
平成17年4月4日
掲示 済

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第1項の規定に基づく農業委員会委員の解任請求に要する数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1以上の数 264人

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号
平成17年3月25日
公 布 濟

那覇市公平委員会議事規則及び那覇市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安次富 哲雄

那覇市公平委員会議事規則及び那覇市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

(那覇市公平委員会議事規則の一部改正)

第1条 那覇市公平委員会議事規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第4項」を「第11条第5項」に、「もとづき」を「基づき」に改める。

第2条第1項中「または」を「又は」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第2項中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改める。

第4条中「よつて」を「よって」に改める。

(那覇市職員団体の登録に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市職員団体の登録に関する規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。

付 則

第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年4月1日から施行する。

那覇市公平委員会規則第2号
平成17年3月25日
公 布 濟

職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安次富 哲雄

職員からの苦情相談に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項第3号の規定に基づき、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情相談)

第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、離職に関する苦情相談に限る。

(事案の処理)

第3条 公平委員会は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和47年那覇市公平委員会規則第6号）第2条の規定による措置の要求又は不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和47年那覇市公平委員会規則第7号）第6条の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は、打ち切られたものとみなす。

(調査)

第4条 公平委員会は、申出人、当該申出人の所属する任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により公平委員会から事情聴取等を求められた職員が請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

(記録の作成)

第5条 公平委員会は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 公平委員会の委員及び苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 任命権者は、公平委員会に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し公平委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(公平委員会及び任命権者の協力)

第8条 公平委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うものとする。

2 前項に規定するほか、公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市公平委員会規則第3号

平成17年3月25日

公 布 濟

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安次富 哲雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和47年那覇市公平委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

議会事務局	事務局長、次長、課長、主幹
市長部局	政策調整監、部長、参事、副部長、公室長、副参事、課長、所長、支所長、室長、管理センター長、主幹、技幹、秘書広報課秘書事務担当主査、人事課人事係長、人事課人事担当主査、人事課給与係長、人事課給与担当主査、経営企画室組織定員担当主査
収入役の補助組織	出納室長

議会事務局	(1) 事務局長 (2) 次長 (3) 課長 主幹
市長部局	(1) 部長 参事 (2) 副部長 公室長 管理センター長 副参事 (3) 課長 所長 支所長 室長 主幹 技幹 (4) 秘書広報課秘書事務担当主査 人事課人事担当主査 人事課給与担当主査 経営企画室組織定員担当主査
収入役の補助組織	(1) 出納室長 (2) 主幹

改め、同表教育委員会の項中

事務局	教育長、部長、参事、副部長、副参事、課長、室長、主幹、技幹、総務課組織定員担当主査、総務課給与担当主査、総務課人事担当主査
-----	---

「 に、

事務局	(1) 教育長 (2) 部長 参事 (3) 副部長 副参事 (4) 課長 室長 主幹 技幹 (5) 総務課組織定員担当主査 総務課給与担当主査 総務課人事担当主査
-----	--

「 」を

小学校	校長、教頭
中学校	校長、教頭

「 」に改め、

小学校	(1) 校長 (2) 教頭
中学校	(1) 校長 (2) 教頭

同表選挙管理委員会事務局の項及び監査委員事務局の項を次のように改める。

選挙管理 委員会事 務局	(1) 事務局長 (2) 主幹
監査委員 事務局	(1) 事務局長 (2) 主幹 技幹

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。